

江戸時代初期、秋田の耕地状況

はじめに

本稿が分析素材とする基本史料は、正保四年（一六四七）、出羽国の村々の村高や村名を書き上げた出羽国正保郷帳の写しである¹⁾。その原本は、幕府の命により作成された正保国絵図と一緒に幕府に収められ、明暦三年（一六五七）、江戸の大火で焼失したと考えられている²⁾。正保郷帳は正保国絵図と対をなすもので、絵図に描かれた村形内の村名と村高を書き上げた絵図の台帳だった。藩ごとにその原典が作られ、出羽国では絵図元大名に任じられた秋田藩佐竹氏がそれらを基に国絵図を仕立て郷帳を取りまとめた。本史料は正本焼失後、秋田藩が国許に残されていた正保郷帳控を底本として、それを書き写したものである。

これは三分冊に仕立てられ、表紙には「出羽国知行高目録 上」「同 中」「同 下」と記した題簽が貼られており、本史料の史料名はこれに由来する。第一冊「上」には置賜・村山・最上の三郡を収め、第二冊「中」には田川・櫛引・遊佐の三郡と由利領を、そして第三冊「下」には秋田藩領の雄勝・平鹿・仙北・河辺・秋田・山本六郡を収録している。この後、寛文四年（一六六四）、四代將軍徳川家綱が全国の大名に一齐に領知安堵状を発給した寛文印知において、櫛引郡は田川郡に、遊佐郡は飽海郡に、そして由利領は由利郡と改められ、村山郡の一部も最上郡に移される。また、そのとき秋田藩佐竹氏に与えられた領知目録には仙北郡が「山乏郡」と記され、河辺郡には「川辺郡」の文字が当てられていた。

本史料の第一・二冊では正保時の呼称と郡域をそのまま筆録しているが、秋田藩領を扱う第三冊は違っている。たとえば河辺郡の場合、その郡名を記した後「川辺郡 古ハ豊嶋郡」と補足して、寛文以降の郡名を主にしつつも正保国絵図時代の古い呼称を書き添えている。「豊嶋郡」の他に正保国絵図に記される古い郡名表記は「平苺郡」と「檜山郡」だった。そして、これ以外にも、後にも触れるが新田村の表示方式も他の二冊とは異なるし、本来、仙北郡大沢郷に存在したはずの矢島藩領一〇〇石分も、亀田藩が由利領だった百三

渡辺 英夫

段三ヶ村を秋田藩に渡す代りに村替方式で獲得したはずの大沢郷の村方も本史料第三冊には登場しない。これらからわかるように、本史料は秋田藩が自ら使用するある目的に従って作成した写しだった。これは、決して単純に正保郷帳の内容をそのまま写し取った複製版ではなかった。

本史料により江戸時代初期の出羽国の村々の生産力、新田村や新開地、村方に占める畑高の割合など様々な歴史情報を引き出すことができる。それを考察するには、そもそも本史料をどうした研究の素材として使用してよいのか、厳密な史料考証が欠かせない。本史料はいつ、何を目的に作成されたのか、そして本史料に記される文字情報は真に信頼してよいか、などについての検証である。しかし、そうした歴史学本来の緻密な検証には相当の紙幅を要する。本稿は、その点は必要最小限に止め、村高の数量解析に主眼をおいて分析をおこなうものである。

本史料は全二〇一六ヶ条にわたって現在の山形・秋田両県にわたる出羽国の村々を書き上げている。それらの各条を子細に見るなら、国絵図では二つの村に分けて描かれる村が一条にまとめられていたり、若干だが現在地を比定できない村名も記されている。書き上げの中で最も小さいのは、由利の亀田藩領「愛宕町」五斗四升だった。これは愛宕町の誤写と考えられるが、それが高付をもつ町方だとしても、あるいは単に村を書き落としただけだとしても、一石にも満たないこの高で、亀田藩の一つの行政村を構成したとは考え難い。逆に最大の高は山形藩の城下町で、二万五三五〇石余が「町方」として一ヶ条に書き上げられている。ここに記される一つひとつの条文には関ヶ原の戦い以降、正保四年に至るまでの地域の歴史が詰まっている。この二〇一六ヶ条を単純に二〇一六ヶ条と見做す訳にはいかないことは言うまでもない。

支配のあり方、政治史の問題を考えるには、ここに記される文字情報を一つひとつ厳格に吟味しなければならない。しかし本稿は、江戸時代初期の秋田県域の村々が、土地生産性の面でどのような特性を備えていたのか、ここに主眼をおいている。政治史の問題はなるべく抑え、新田開発による開村、既存の村方による随時継続的な新開、そして村高に占める畑高の割合など江戸時代初期

の生産条件に的を絞って詳しく分析しようとするものである。この目的に照し、本来は誤りだが、ここでは、書き上げられた一ヶ条を便宜的に一ヶ村と見做し、それを基に数量解析をおこなう。

考察の目的は次の二つである。一つはまず、秋田藩の穀倉地帯といわれる藩領南部三郡に関して、数量面からその確証を得たい。藩領北部は米に恵れず、天明や天保の飢饉に際し大きな被害を蒙ったことはよく知られている。対して藩領南部は比較的損害が小さく、ここを藩の穀倉とすることに誰しも異論はないだろう。だがそれを数値化して把握できているかという点、実は必ずしもそうではない。穀倉地帯に間違いはないが、それがどの程度だったのか、由利領と比較して、あるいは出羽国全体では、秋田藩の穀倉地帯はどのように位置付けられるのか、その点を把握したい。それは、江戸時代初期、全国において現在の秋田県域はどのような地域特性を備えていたのか、そうした視点にもつながらるだろう。

第二の目的は、江戸時代の特産物、商品畑作物を生み出した背景について考えたい。言うまでもなく山形県村山地方、最上川流域一帯は江戸時代、紅花の特産地だった。村山では化粧品の原料として紅花が栽培され、それを紅花団子にして最上川水運から酒田湊を介して日本海の水運に接続し、上方・京都へと盛んに出荷した。これに対し、共に寒冷積雪地帯で、雄物川水運が秋田の土崎湊で日本海海運に接続するのも同じながら秋田藩領では紅花のような商品作物の生産は展開しなかった。それは何故か。

歴史学はそれを政治の問題として支配の側面から説明している。最上川は上流の米沢藩から酒田湊を治める庄内藩まで、その流域はいくつもの藩に分かれていた。村山郡には山形藩領もあれば幕府代官支配地もあった。やがては関東地方諸藩の飛地領まで設定されるなど、諸藩諸領主が入り乱れて支配をおこなう非領国地帯だった。その支配の緩さが、生産の現場においても最上川水運の輸送面においても農民の自由度と主体性を生み、その結果として紅花という特産物が生み出されたのではないかと理解されている。他方、上流から河口までほぼその全域を秋田藩一藩が強固に支配した雄物川流域では、自ずとそれとは異なる特性をもった地域社会が形成されたのは当然の帰結と言えらるだろう。ならばその社会環境の差異はいつ生まれたのか。諸藩飛地領が数多く設定され、村山地方が非領国の度合いを強める近世中期以降のことなのか、それとも近世の初頭においてその要因はすでに準備されていたのか、本稿ではこの点に迫り

たい。

本史料には戦国時代末期から正保年間に至る出羽国の村々の歴史時間が詰まっている。その村々を知るには現在地の比定が欠かせず、本稿では、村名の読みを日本歴史地名大系5『秋田県の地名』および同6『山形県の地名』に依拠し、位置確認にはインターネット上に公開されている国土地理院地図を利用した⁽³⁾。そして、村の所在地を説明する際、現在の行政区域は広大に過ぎるため、平成の市町村合併以前の市町村名を用いる。また、本史料の情報は膨大であるため、ここでは秋田県域分の基本データを表1にまとめ、山形県域分のデータについては別稿に紹介する⁽⁴⁾。

一 「新田」と「新田少有」

本史料「出羽国知行高目録」は、郡ごとに、そして支配領主ごとに村高と村名、それに水損や旱損、新開の有無など生産諸条件を書き上げている。郡ごとの書き出しは次の通りである。たとえば、上山藩領の村山郡と秋田藩領山本郡を例に見てみよう。

村山郡	土岐山城守領分
一高式千四拾二石六斗三升式合	上山町
内千三百三拾三石七斗壹升壹合	新田少有
七百八石九斗式升壹合	島方
山本郡	古八楡山郡
一高式百九拾五石七斗六升六合	鯉川村
内式百六拾式石壹升六合	田方
三拾三石七斗五升	畑方
	早損有
	水損有
	新田少有

上山藩土岐氏は城下町上山を二〇四二石余の高を持つ町として把握していた。正保四年（一六四七）、幕府が国絵図作成に関わって正保郷帳をまとめさせたとき、村山郡は右の土岐氏のほか山形藩松平氏や新庄藩戸沢氏、庄内藩酒井氏、そして幕府代官松平清左衛門らが支配領主だった⁽⁵⁾。そのため、本史料の村山郡には村名の右肩に必ずその村を治める領主名が明記されている。この形式は、いくつもの領主が所領を分割した由利領においても同一だった。対して、置賜郡のように米沢藩上杉氏がその全域を支配したところでは、最初の

郡名見出しの下に「上杉喜平次領分」と記すだけで、村名ごとの肩書記載は一切ない。その方式は、最上郡を治めた戸沢氏、田川・櫛引・遊佐の庄内三郡を治めた酒井氏の場合も同様だった。ただ櫛引郡には櫛引町丸岡に本拠地を置いた加藤氏の所領一万石があつて、その領分二四ヶ村については同郡の後半にまとめられ、すべての村名右肩に「加藤肥後守領分」と記されている。

一方、秋田藩領六郡分を収録する本史料第三冊では、記される六二八ヶ村のすべてが、「佐竹修理大夫領分」であることは自明のことだったから、この領主名は六郡村々のどこにも記されていない。また、櫛引・遊佐両郡は寛文印知に際し、それぞれ田川郡・飽海郡と改められ、由利領も「由利郡」と認定されるが、第二冊では正保期の表記そのままだった。それに対し、秋田藩領の場合、改められた新しい郡名表記を用い、正保国絵図時代の古い郡名を「古ハ」として見出し下に書き添えている。すなわち、寛文以降の河辺郡は「川辺郡 古ハ豊嶋郡」と記され、平鹿郡には「古ハ平茹郡」、山本郡には「古ハ檜山郡」と補足され、仙北郡は寛文印知で「山乏郡」とされたためか「山乏郡 古ハ山本郡」と記載されている。実は寛文四年（一六六四）、秋田藩が領知高を明記した領知判物を初めて拝領したとき、後に仙北郡となるところがそこでは「山乏郡」と記されていたのだ。この点は、本史料の成立年代を考える上で、決定的に重要で、本稿では、秋田藩が正保郷帳控を筆録して本史料を作成した時期は寛文四年、正にそのときだったと考えている。

このほかに本史料の第三冊が他の二冊と異なる表示方式を採っているのは、新田村についてだった。

一高五百四拾九石壹斗式升七合	泉田村	新田
内式百四拾式石式斗八升七合	田方	早損有
三百六石八斗四升	畑方	
・・・・・		
一高貳百石式斗七升五合	新田	二鮒村
内百六拾九石式斗四升五合	田方	
三拾壹石三升	畑方	

右は、新庄藩戸沢氏の最上郡泉田村と、秋田藩領山本郡の仁鮒村の例である。泉田村は現在の新庄市泉田に当たる。ここは、山形藩の領主だった最上義俊が元和八年（一六二二）に改易され、その後に常陸国多賀郡松岡（茨城県高萩市）から戸沢政盛が六万石で入封し、その命によって開墾された新田村だった。村

高五四九石余の内、田高より畑高の方が多い新田村である。「早損有」とあり、水に恵まれない土地に鎌を入れて開墾した様子がかがえる。

山本郡二ツ井町の仁鮒村も新田村だった。本史料での村名表記は「二鮒村」で、現在の「仁鮒」ではない。そして、新田村であることを表す「新田」の記載位置が新庄藩領の泉田村と違っている。泉田村では、「早損有」と並んで村名の下に記されるのに対し、仁鮒村では村名の右脇上に肩書きされている。これは本史料一般に認められる特徴だった。新庄藩以外に新田村がある庄内藩領においても「新田」は村名下に他の生産諸条件と一緒に並べて記載されているが、秋田藩領六郡ではこれがすべて村名の肩書き表示方式になっている。この方が、より視認し易いことは言うまでもない。

「新田」と似た表記に上山町や鯉川村の例に確認できるように「新田少有」という記載がある。この二つは紛しい。この「新田少有」は検地によって既に村高の確定した村方が、その後、村内かその周縁部に残っていた未墾地を開墾し、新たに切り開いた新田畑ではなかったかと思われる。本稿ではこれを新開とよんで新田とは区別する。米沢藩領置賜郡の場合で考えてみよう。次は全二五七村を書き上げた同郡の末尾、郡のまとめを記した部分である。

置賜郡	
本田高合拾八万石	此村数貳百五拾七ヶ村
内拾貳万八千五百五拾七石式斗壹升	田方
外	
五万四千四百四拾式石七斗九升	島方
新田高合壹万六千九百九拾四石五斗八升四合	此村数九拾壹ヶ村

本史料には、各郡ともその末尾にこのようなまとめの「本田高合」と「新田高合」が記されている。本稿は、このように郡末に整理された高を郡末記載値とよび、一つひとつの村高を計算して得られた高は村高集計値あるいは単に計算値とよんで区別する。そこで、右の郡末記載値と村高集計値を比べるなら、まず本田高一八万石の下に記される二五七ヶ村という村数は本史料の条数と完全に合致する。そしてその二五七ヶ村の村高を合計すると一九万六九四石五斗八升四合となり、これは郡末記載値の本田高と新田高を合わせた高に一致する。だが、置賜郡では「新田少有」八八ヶ村と「新田有」と記される二ヶ村を数えるだけで、村名下に「新田」と記される新田村は一つもなかった。ならば、

この「新田高合」とは何か。新田村がないのに本田高の外に「新田高合」せて一万六九四石余あるとはどういうことか。

本史料全体で「新田有」の表記はここでの二例しかなく、「新田有」と「新田少有」は同じで共に新開地が少しあるという意味と解してよいだろう。すると、「外、新田高合」一万六九四石余は、これら九〇ヶ村が切り開いた新開高の合計だったと考えられる。この九〇ヶ村は、「此村数九拾壹ヶ村」と郡末に記される村数には一村足りないが、これは本史料を作成する際にどこかで一ヶ所「新田少有」を書き落した誤りだったと考えたい。

米沢藩上杉氏は関ヶ原の戦い後、東軍に降伏し徳川家康により会津一二〇万石から米沢三〇万石に減封されて存続を許された。そのとき家康が上杉景勝に安堵した領知判物はないが、それは出羽国置賜郡の一八万石と陸奥国信夫・伊達両郡の一三万石を合わせた三〇万石だったと考えられる。この領知高は大名格式に関わる公称高であり、本高あるいは表高ともいい、幕府が諸藩に様々な負担義務を課す際の課税基準、軍役高だった。本史料が書き上げる米沢藩領置賜郡の村高を合計すると領知高の一八万石ではなく、それに新開高合計を合算した高になる。すなわちこれは、この村高には新開高が含まれていることを意味している。米沢藩は新田村を取り立てず、既存の本田村が切り開いた「新田少有」の高を把握することによって実高を掴み、それをその村高の中に組み込んで正保郷帳に登録したのだった。つまり、この村高は正保期の実勢を示した実高だった。米沢藩は置賜郡の領知高一八万石を「本田高合」と記し、それは別に関ヶ原の戦い以降、この正保四年までに切り開いた新開高を一括して郡末に「外、新田高合」として書き上げたのである。これにより、郡末記載の本田高合は大名の領知高であり、新田高合は將軍から与えられたその本知高とは別に、自ら切り開いた新開高の合計だったことが明らかとなる。

二 出羽国の諸藩

本史料郡末記載の本田高と新田高は、それぞれの領主が申告した領知高とそれ以外の開発高合計を郡単位に整理した高だった。するとそれとは別に、本史料の巻末では大名領知高に当たる本田高とそれ以外の開発になる新田高を次のように総括している。出羽国の最後に取り上げられる山本郡の郡末記載部分から以降、末尾に至るところを示そう。ここでは、山本郡が正保国絵図同様「檜

山郡」と記されている。

檜山郡

本田高合壹万四千七百拾三石九斗三升 村数四拾七ヶ村

内 壹万七千七百四拾壹石貳斗貳升壹合 田方

外 貳千九百七拾貳石七斗九合 畑方

新田高合六千五百八拾九石九斗四合 村数拾七ヶ村

右本田惣高合九拾五万五千五百貳拾三石四斗七升六合 村数千八百三拾六ヶ村

七拾九万四千六百九拾四石三斗六升四合 田方

内拾三万九千三百貳拾四石壹斗五升壹合 畑方

外 壹万七千五百四拾四石九斗六升壹合 寺社領

同新田惣高合拾七万貳千八百七拾壹石四斗壹升七合 村数貳百七拾七ヶ村

右之内

一 高拾八万石 上杉喜平次

一 高壹万六千九百九拾四石五斗八升四合 同領新田

一 高貳万五千石 土岐山城守

一 高千六百三拾石 同領新田

一 高拾五万石 松平大和守

一 高拾壹万三千百四拾七石七斗六升壹合 松平清左衛門御代官

一 高六万石 戸沢右京亮

一 高八千貳百石 同領新田

一 高拾四万七拾壹石六斗四合 酒井宮内大輔

一 高六万八千九百八拾五石四斗七升貳合 同領新田

一 高壹万石 加藤肥後守

一 高千八百五拾八石九斗七升五合 酒井宮内御預

一 高三千石 仁賀保内膳

一 高貳万石 同 内記

一 高千六百拾貳石四斗六升八合 六郷伊賀守

一 高壹万石 同領新田

一 高壹万石 生駒壹岐守

一高千五百五拾七石七斗式升七合

同領新田

一高貳万石

岩城但馬守

一高千石

同領新田

一高貳拾万九百四拾石壹斗七升五合

佐竹修理大夫

一高七万三千貳百九拾壹石壹斗六升六合

同領新田

一高壹万七千五百四石九斗六升壹合

寺社領

本田高合九拾五万五千五百貳拾三石四斗七升六合

新田高合拾七万貳千八百七拾壹石四斗壹升七合

正保四年丁亥九月七日

佐竹修理大夫

以上、右に記される高を巻末記載値とし、全二〇一六ヶ条に及ぶ個々の村高を合計した集計値を比較対応できるように整理したのが表2である。また、出羽国は幕府代官支配をはじめ合計一三の支配域があった。表3にはその支配域と郡域の関係を整理した。寺社領は徳川將軍から寺領や社領を安堵されたもので、具体的な寺名・社名は一切記されていない。寺社領が確認できるのは上山・山形・新庄・庄内・丸岡の四藩に幕領を加えた五支配域だった。ここはみな元和八年（一六二二）まで最上氏が支配したところである。郡で見ると村山・最上・田川・櫛引・遊佐の五郡一四八ヶ村にわたり、その高は各村の村高の内数に組み込まれている点に注意がいる。したがって、諸藩の高合計は単純に村高を合計した表2のEではなく、そこから寺社領Fを引いた残りのGの高だった。このとき、出羽国一三の領主の中で徳川幕府成立の当初からこの地に所領を得たのは、米沢藩上杉氏と秋田藩佐竹氏のみで、他はいずれも元和八年に山形藩の最上義俊が改易されて五七万石の所領が幕府に没収され、その後に入封した者たちだった。まず簡潔にそれらの来歴を確認しておこう。

秋田県域では、由利領はすべて山形藩最上義俊の支配するところだった。ここに、新しい領主たちが次々と移封されてくるが、とりわけその南半は領主交代が目まぐるしかった。矢島三〇〇〇石には内越勝光、象潟一万石に仁賀保拳誠、本庄二万石に六郷政乗、そして亀田二万石には岩城吉隆がそれぞれ新領主として移封された。内越・仁賀保両氏はかつて戦国期に由利十二党といわれた地域勢力で、関ヶ原の戦い後、徳川家康により佐竹氏の旧領だった常陸国へ移されていたが、ここに旧領復帰を果す形となった。六郷氏も同じく出羽国仙北郡六郷から常陸時代を経て出羽国に復帰した。岩城吉隆の父貞隆は関ヶ原の戦い後、家康によって改易され岩城の所領を没収されたが、その後、大坂夏の陣

で武功を挙げ、その功績が認められて信州更級郡川中島方面に一万石を与えられ大名に復帰した。貞隆没後吉隆は一二歳にして岩城氏の当主となり、元和九年、一五歳のとき亀田に移封された。吉隆は秋田藩初代藩主佐竹義宣の甥に当たり、この後、子のいなかった義宣の養嗣子となって秋田藩第二代藩主佐竹義隆となる。

この亀田藩岩城氏と本庄藩六郷氏は幕末まで続いて明治を迎えるが、内越・仁賀保両氏は違っていた。まず、仁賀保氏は移封翌年の寛永元年（一六二四）、当主の挙政が亡くなるとその所領は四人の男子に分割相続することが認められ、彼らはみな幕府の旗本となった。ところが、同五年、八年と四男に続き長男が跡継ぎを持たぬまま相次いで没したためその領地は幕府に没収され、近隣の譜代大名庄内藩酒井氏にその管理が任された。これを大名預地という。結果、仁賀保氏は次男内膳誠政二〇〇〇石と、三男内記誠次一〇〇〇石が残った。後掲の表1支配欄ではこれを旗本となった仁賀保兄弟の意味で、それぞれ旗兄・旗弟と略記し、庄内藩預地に関して庄預とした。

一方、矢島の内越氏は勝光の次の光正に嗣子なく寛永十一年に断絶し、ここも一旦酒井氏の預地となる。同十七年、四国讃岐一七万石だった生駒高俊がお家騒動によって所領を没収され、一万石を与えられて矢島に入る。それは、庄内藩に預けられていた、内越氏の旧領三〇〇〇石と仁賀保惣領家の旧領を合わせた領域で金浦から象潟にかけての海岸部、それに幕府罪人本多正純の扶持料だった仙北郡大沢郷の一〇〇〇石を合わせて一万石とするものだった。本多正純は寛永十四年に没し、その扶持料一〇〇〇石もやはり庄内藩酒井氏に預けられていたのだった。

表1では本史料に収録される村々の現在地がわかるよう平成の合併以前の市町村を表示した。それは、平鹿郡のすべてが合併して現在の横手市となったように、合併後の地方行政区域は広大で、それを用いて具体的な位置確認するには不向きなためである。また、漢字表記の村名をどう読むか、その確認が欠かせない。この点は前述した通り、『秋田県の地名』、および『山形県の地名』に依拠したが、この両辞典は巻末付表に天保郷帳の情報を収録しており、それと本史料を対応させることにより、正保四年（一六四七）から天保五年（一八三四）に至る約二世紀間の変化を辿ることができる。村々の中には後に分村して二ヶ村となったり、数ヶ村が合村して一つになったりしたものがあり、それらについては表1備考欄に示した。ただし、本稿はこの問題には触れない。

由利領南部が複雑なのは、生駒氏が矢島一万石に入封したとき、本荘藩六郷氏が生駒領との一部村替を幕府に願ひ出、それが許可されたことにもよっている。すなわち、六郷氏は旧領東由利の内陸部を生駒氏に提供し、それと引き替えに本来生駒領となる筈だった金浦から象潟以北の海岸部を藩領に繰り入れた。これにより、本荘藩は本荘の城廻領から南に隣接する仁賀保兄弟の旗本領を越えて、金浦・象潟方面に飛地領を得たのだった。そしてその南方、大飯郷村から小砂川村に至る一〇ヶ村は、断絶した仁賀保氏の旧領で本史料の段階では庄内藩酒井氏の預地だった。一方、矢島に入った生駒氏は、そこから北に連なる東由利地方と飛地の仙北郡大沢郷一〇〇〇石を合わせた一万石が新しい領地となった。

なお、前記『山形県の地名』が千秋文庫所蔵の本史料を利用し、これを正保郷帳とよんで各村の村高や、その田方・畑方の高まで詳しく紹介しているのに対し、『秋田県の地名』は本史料に関しては一切言及していない。同辞典は秋田県重要文化財の正保国絵図控から村名や村高を読み取って紹介する反面、不思議なことだが本史料「出羽国知行高目録」には全く触れるところがなかった。これまで、本史料の秋田県域分が研究分析の素材として供されることはなく、その意味で本稿での紹介ならびにデータ解析は貴重である⁷⁾。

元和八年、最上氏の改易は由利領もさることながら山形県域こそ領主総入れ替えの様相を呈する大改革となった。村山郡は上山藩・山形藩・新庄藩・庄内藩などの諸藩領と幕府代官支配とに分割され、庄内三郡は基本的に譜代大名酒井氏の所領となったが、櫛引郡内には丸岡藩加藤氏の一万石が設けられた。この加藤忠広は清正の子で寛永九年、熊本藩五二万石を除封されて酒井氏に預けられ、扶持料の一万石が給されたのだった。忠広没後、その所領は幕領となる。本史料の基となった正保郷帳が作成された直後の正保四年十二月、庄内藩では藩主忠當が弟の忠恒と忠解にそれぞれ新田二万石と一万石を分知し、松山藩と大山藩が生まれるが、寛文八年(一六六八)、大山藩は忠解が無嗣のまま亡くなつて翌年断絶、一万石は幕府に収公される。

内陸部に目を転ずると、領主の交代はより激しかった。上山藩は最初に能見松平氏が入封した後、寛永三年(一六二六)、蒲生氏に代ると翌年には山形藩鳥居氏の領地となり、同五年、本史料に見える土岐氏二万五〇〇〇石となった。また山形藩は、最上氏改易後鳥居氏二〇万石となり、寛永十三年に保科氏二〇万石に代った後、正保元年(一六四四)からは本史料に見える松平直基が

一五万石を以て治めていた。上山・山形両藩ともこの後、幕末にかけて大名は何回も入れ替わる。出羽国全体を見渡したとき、米沢藩上杉氏や秋田藩佐竹氏のように江戸時代を通じて領主交代のなかった地域と、領主交代が繰り返された地域とは自ずと領主と農民の関係によって形成される地域社会のあり方に違いが現れて当然だろう。正保四年九月七日の日付をもつ本史料が成立する江戸時代最初の約半世紀は、正に近世社会の基本的枠組が形成されていく過渡期にあった。近世の体制がほぼその骨格を固めるのは、この後、寛文四年の寛文印知が一つの目安と考えられている。地域社会の形成過程を考えるにはこの寛文印知までをその連続面において考察する視点が欠かせない。本稿は、その視点を維持しつつ近世社会の成立期から正保期に至る時期の出羽国の耕地状況について解析するものである。

三 新開高の扱い

表2左半には本史料の巻末にまとめて記載される各支配領主ごとの本田高と新田高、およびその合計を表示した。ここで出羽国全体の高から米沢藩上杉氏と秋田藩佐竹氏の高を合わせた三八万九四〇・一七五石を差し引くと五七万五八三・三〇一石となる。元和八年(一六二二)、山形藩最上氏が改易されたとき、その領知高は関ヶ原の戦い後、二四万石だった最上義光に徳川家康から三三万石を増された計五七万石だった。その五七万石の旧山形藩領に上山藩土岐氏以下の諸領主が移封されてきたのだから、表2において出羽国全体の高から米沢・秋田両藩の高を引いて五七万石となるのは当然だった。ここからもわかるように、本史料が巻末に掲げる本田高は各大名の領知高を指しているのである。そこで表2ではこの領知高を本知高とし、それに新田高を合わせた高を実高Cとした。

本史料の巻末には支配領主ごとの村数が記されていない。そこで各郡ごとに書き上げられた条数を数えてこれを機械的に村数と見做し、そこから各支配領主ごとの村数を求めた。それは出羽国全体で二〇一六ヶ村となる。実際には相給支配を受ける一つの村であっても、この表ではそれぞれの支配領主の領知高を構成する単位と捉え、別々の村としてカウントしている。この考え方は以下の考察においても同様である。そして、表の村数右側にはそれら村々の村高合計Eを計算し、新開村の列Iには「新田少有」と記載される新開地所持の村数を示

した。秋田藩の場合、全六二九ヶ村の内、四三五六ヶ村に新開地があった。また、寺社領は各村高の内数として記載されているので、村高合計Eから寺社領の高Fを差し引いたGを計算し、これを以て各藩の高とした。

そこでまず、本知高A・実高C・村高計算値Gの關係について考えたい。すなわち、各藩の高Gがこの正保四年時の各村の実質生産力に近い実高Cを表しているのか、それとも將軍から与えられた大名領知高の公称高を構成する表高Aだったのか、この点についてである。米沢藩の場合、その高Gは新開高を含んだ実高だった点については前に確認した。ならば、他の藩はどうだろうか。このとき出羽国は一三もの支配域に分けられ、その内実は多岐にわたる。そこで考察の結論を先に示すなら、それは表2において色付けした高の左右同士が相互に対応すると考えられるのだった。

最初に、新開村Iの列で「新田少有」とする村が全くない山形・丸岡両藩と幕領・庄内藩預、そして仁賀保領の五支配域から検討しよう。本史料で村名の下に書き上げられる生産諸条件について表4に整理した。するとこの五支配域には新開地ばかりか新田村も全く存在しない。巻末にも新田高は記されていない。したがって、この五支配域には新田村も新開地もなく、村高から計算されるGは本知高Aを指していると考えられない。山形藩領と仁賀保領ではこれが完全に一致するし、また、AとGの差が近差であることから判断して幕領と丸岡領それに庄内藩預においてもおそらくそう考えて間違いない。この五支配域においては、村高合計Eからその内数をなす寺社領の高Fを引いた残りの高Gは、それぞれの本田高Aを指している。これはつまり、米沢藩の場合とは異なり、書き上げられた村高は領知高を構成する本田高そのものだったことを意味している。

しかし、そもそもこの五支配域では新田村もなく新開地を持つ村が一ヶ村も見られないが、それは一体何を意味するのか。この地域では、村人が新開への意欲を全く欠いていたのだろうか。しかし、決してそうではなかった。まず、幕府から処罰されて扶持料一万石を支給されて庄内藩酒井氏に預けられた加藤氏の場合、その土地を自ら検見することなど許されなかったと思われる。新開の有無に拘らず、それを調べる権限がなかったのである。それは、おそらく由利の庄内藩預地においても近い状況にあったのではないか。幕府は仁賀保氏の旧領を収公し、その管理を庄内藩に託したが、庄内藩の任務はその土地の治

安を維持し年貢を徴収することであり、新開地の調査にまで踏み込むものではなかったと考えられる。そして、仁賀保四兄弟の残った二人は、それぞれ二〇〇石と一〇〇〇石の旗本となり江戸に居所を移した。仁賀保の陣屋にはわずかな家臣を置くばかりで、計一五ヶ村とはいえそこに検見の竿を入れるだけの力がなかったのではないか、そう考えられる。江戸時代初期の平和の到来は、おそらくこれらの支配域にあっても周辺の村方同様、新規開墾の気運をもたらしに違いない。ただここにはそれを掌握できない支配者側の事情があった。そう捉えるのが自然だろう。

ならば次に山形藩領と幕領の場合はどうだろうか。実は、山形藩松平氏は三年前の正保元年（一六四四）、越前大野より入封したばかりで、そのとき幕府から与えられたのは一五万石だった。それまで山形藩は、寛永十三年（一六三六）から同二十年までの八年間、保科正之二〇万石の支配するところだった。入封間もない松平氏にとって正保国絵図と郷帳作成のため二〇ヶ村にも及ぶ広大な所領を詳しく調べることができなかったのではないか。本史料奥書に記される「正保四年丁亥九月七日」は、秋田藩がこれを完成させた日付であって、三代將軍徳川家光が国絵図の作成を命じたのは同元年の十二月だった。領内絵図とその村方に関する台帳を取りまとめ、秋田藩に届けるまでの期間は実質二年あるかないかの限られた時間だった。そこで松平氏は本史料巻末の本田高には幕府から与えられた公称高の一五万石を記し、各村の村高にはそれを構成する表高をそのまま書き上げて台帳を取りまとめるしかなかった。そのように考えられる。山形藩は元和八年（一六二二）の最上氏改易後、保科氏が入るまで鳥居氏が二〇万石で支配したが、その間の寛永三年（一六二六）には二万石の加増が認められて二二万石となっていた。そしてその鳥居氏も次の保科氏もともに最新の村高を掌握すべく検地を実施していた。鳥居氏の元和検地、保科氏の寛永十六年検地が知られている。果して松平氏はそれらの情報を引き継ぐことができなかつたのだろうか。しかし、仮に前任大名のおこなった検地結果を知り得たとしても、正保郷帳作成に際し自らの手で領内検地を実施できなかったとすれば新田村を認定できるはずはないし、またそこに「新田少有」といった情報を盛り込むこともできなかっただろう。松平氏は水損や旱損・生山のことなど高以外の生産諸条件を調べるのが手一杯で、新開高調査にまでは踏み込めなかつたのではないか、そう考えられる。

次に幕領の場合はどうだろう。ここもまた新田村がなく、新開地を持つ村が

一村も報告されていない。現実としてこの村山郡北部地域において新田村も既存村方の新規開墾も全くなかったと捉えるのは不自然に過ぎる。ここには、正保郷帳原案を取りまとめる時間のなさだけでなく、それよりもむしろ代官支配の政治力の問題が絡んでいた。すなわち、この一三八ヶ村一万余石余に及ぶ広大な領域を一人の幕府代官が統治するには支配力が決定的に不足していたと考えられる。元和八年、山形藩最上氏の改易後、最初に設けられた幕領は寒河江領の二万石だった。その後、寛永四年（一六二七）に西村山郡河北町に谷地領が増え、十三年には尾花沢にも幕領が設定されて計五万五〇〇〇石となった。同十九年には、それまでの谷地陣屋を廃し、尾花沢市延沢の延沢村に陣屋を移している。これは当時、最盛期にあった延沢銀山を管理する目的からだった。この陣屋で指揮を執ったのが本史料に見える代官松平清左衛門で、その所管する領域を一万三三四七石余と報告している。そしてこの後、約三十年近く経った寛文・延宝期になってようやく幕領の総検地がおこなわれ、そこで確定した村高がそれからあと江戸時代を通じて年貢賦課の基準とされた。万治元年（一六五八）、代官陣屋は延沢から尾花沢に移され幕末まで続くが、元禄年間の一八世紀以降は代官が二名ないし三名に増員され、代官陣屋は尾花沢ともう一ヶ所ないし二ヶ所となる。

幕府代官は旗本の勤める職で、陣屋詰の幕臣である手付や手代を配下に指揮し、直轄領の年貢徴収や治安・民政全般を所管した。しかし、その人員規模は数百名単位の家臣を従える諸藩の組織規模に比べ、比較的しよもないほどに小さかった。それゆえ、治安維持の実戦能力は十分に等しく一揆や大規模な騒動が勃発すると、幕府は近隣諸藩の藩兵を出動させるのが常だった。最上氏改易後、幕府直轄領を治める代官の周囲に譜代大名が配置されたのもそのためである。山形に入った鳥井忠政は関ヶ原の戦いに伏見城を守って戦死した元忠の子で幕府の信任は厚かった。その後の保科正之に至っては三代將軍家光の異母弟だし、本史料に見える松平大和守直基も家康次男結城秀康の五男という出自である。庄内に入った酒井氏は徳川家の三河以来の重臣で、本史料にある忠勝は鳥井忠政の娘を妻とする鳥居氏の縁戚だった。そして、村山郡幕領の北方に入部した新庄藩戸沢氏は、戦国時代には秋田県の角館地方を治めた外様大名ながら、関ヶ原の戦いでは政盛が東軍に与し、家康に認められて常陸国多賀郡に四万石を与えられていた。政盛は鳥井忠政の妹を妻に迎えており、最上氏改易後に二代將軍秀忠より二万石を加増されて出羽国に復帰したのだった。幕府か

ら厚い信頼を寄せられていたことがわかる。実のところ、こうした徳川家の譜代衆が最上氏の旧領に配置されたのは、幕府代官を助けることもさることながら関ヶ原の戦いで徳川に敵対した上杉氏の北方を固めるためだったと考えられる。そして、保科氏がその南方会津に移り、この上杉包囲網は完成する。

幕府代官に視点を戻すなら、その支配域の土地生産性を調査するには周到な準備が必要だった。出羽幕領の総検地は寛文・延宝期を待たねばならず、正保国絵図作成に際し、松平清左衛門代官にはその準備がなく、隣の山形藩同様、水損や早損などの生産諸条件を調べるに止まったのではないかと。したがって、その村高は正保期の実高を反映していない。そう考えられる。この時点においては、山形藩領においても幕領においても、村山郡村々の実質生産力が支配者側に掌握されていない。この点には注意すべきだろう。その公称高を合わせるなら二六万石余にもなる。それは表2C列に見える秋田藩の実高二七万石に迫る大きさであり、そこにはおそらく実体としては切り開かれていたに違いない田畑が把握されないまま村人の裁量に任されていたのである。ならばそこに自ずと村人の創意や工夫が生まれるのが自然な姿だろう。

次に、表2のI列で新開高を把握しながらもGとAの値が近以する上山・新庄・本荘の三藩について考えよう。まずAとGの差が一石もない上山・本荘両藩の場合、村高合計から導いたGが巻末記載の新田高Bを含む実高Cであったはずはない。本荘藩では全領一〇五ヶ村の約四割にあたる四一ヶ村に新開地が認められるし、上山藩に至っては藩領三七ヶ村中、新開地がなかったのは一ヶ村に過ぎない。領主土岐氏の徹底した調査の跡が目につく。同藩は表2B列に示す通り一六三〇石の新田高を報告しているが、これは、土岐氏が厳しい検見をおこなった結果だった。これを三六ヶ村で単純平均すると一ヶ村当り四五石となる。同藩の村高合計から計算される村高平均日は六七六石だから、それに右の新開高を加えると七二一石にもなる。表2H列によれば、羽後側ではそれほど大きな村高平均を持つ藩は見当たらない。上山藩はそれだけ生産力のある土地を領していたのであり、またそれは厳しい調査をおこなった成果でもあった。同藩には「寒損有」と冷害被害の村方が五ヶ村あると報告されている。これは、出羽国が寒冷積雪のほぼ同じ自然環境下にある中、上山領にのみ冷害被害が発生したのではないだろう。そうではなくて同藩が他藩に増して厳しく徹底した村方調査をおこなった証しだったと捉えなければならぬ。

本荘藩もまた、本史料の巻末に一六一二石余の新田高を打ち出していた。こ

これは上山藩同様、本荘藩が領内村々を詳しく調べた結果だろう。その検見がいつ実施されたかはわからない。だが、領内の一〇五ヶ村中、四一ヶ村に新開地を発見し、そこに高をつけた合計が一六一二石余だったと見られる。一ヶ村平均は三九石となり、この四一ヶ村に関しては表2H列の一九〇石にこれを加えた二二九石が実際の村高平均だったことになる。

したがって、上山・本荘両藩は、米沢藩とは正反対に本史料の村高には新開高を含めず、本知高を構成する表高を掲げ、新たに確認された新開地の高に関しては、その合計高を一括して報告する方式を採用したのだ。一方、新庄藩の場合、AとGの差が一〇〇石を越えて大きい。しかも、新庄藩の場合、Eの村高合計には新田村三ヶ村の村高も含まれていたから、A・Gの差はより大きくなって、領知高六万石から一層離れてしまう。だがそれは、Gが実高Cとの差を広げることもあった。それ故、新庄藩の場合、疑問は残るものの本史料に記される六〇ヶ村に及ぶ新開地を持つ村々の高が実高だったと見做す訳にはいかない。ここでは、上山・本荘両藩と同様の方式によったと考えたい。

次に庄内藩の場合はどうだろうか。その村高合計から計算されるGは、本知高Aから大きく乖離し、むしろ新田高を加えた実高Cの方に近い。そのCとGには二九六九・二七七石と約三〇〇〇石に近い開きがあるが、しかしそれは、本知高一四万石との差ほどではない。AとGの差七万石余と比べれば遙かに小さい。やはり、庄内藩の場合、本史料に書き上げる村高は新開高を含む実高だったと考えない訳にはいかない。したがって、やや疑問は残るが庄内藩は米沢藩と同じ方式によっていると考えられる。

これまでの考察により、表2に色付けした出羽国の一〇におよぶ支配域については本史料が伝える村高が領知高を構成する本知高だったのか、新開高を含んだ実高だったか判定できた。残るは由利の矢島・亀田両藩と秋田藩となった。実は、矢島・亀田両藩に対しては本史料を筆録した秋田藩の作為が秘められていた。表2Gの通り、矢島領四二ヶ村の村高合計は九〇〇〇石となり、本知高一万石から丁度一〇〇〇石分不足している。これは、本来、矢島藩生駒氏が仙北郡大沢郷に領したはずの一〇〇〇石と見られる。表1を確認すればわかるように、それが本史料には全く記載されていない。これは秋田藩が意図的に外したものと考えざるを得ない。また、亀田藩岩城氏も元和八年の村替えにより百三段三ヶ村の六八八・九二六石を秋田藩に差し出し、それと引き替えに相当する高を仙北郡大沢郷に獲得したはずだが、本史料でそれを確かめることは

できない。仙北郡にはこれら両藩の所領が存在しないかの如くである。これが正に秋田藩の作為であり、意図するところだった。すなわち、秋田藩は本史料第三冊、「出羽国知行高目録 下」が自藩領の村高書き上げ帳になるように正保郷帳控を一部書き換えて写し取ったのである。つまり、本史料は単純な複写物ではなかったのである。そして、矢島・亀田両藩が由利領で支配した村々の高は、本荘藩などと同様、新開高を含まず、領知高を構成する本田高を表していると捉えてよいだろう。

四 秋田藩の高構成

以上により、本史料には新開高を含む実高を以て村高とする記述と、新開高を含まない本田高だけを村高とするものが混在することがわかった。そこで次に、秋田藩について考えよう。だが、秋田藩は複雑で、表2からはこの問題を解くことはできない。それは、秋田藩には全六二九ヶ村中に一五一ヶ村もの新田村があり、その新田高が表2の村高合計Eに紛れ込んでいるからである。そこで、表4を見てみよう。ここで、新田の列は新田村の数を、新開の列は「新田少有」と記される新開地を持つ村の数を示している。まず、村数を見ると秋田藩の六二九ヶ村は出羽諸藩の中で飛び抜けて多い。これは、いわゆる秋田六郡の六二八ヶ村と、元和八年に村替え方式で獲得した六八八石余の新屋地区だった。本史料はこれを百三段三ヶ村として一ヶ条に記しているため、本稿ではこの新屋村・浜田村・石田村をまとめて一ヶ村として処理した。この六二九ヶ村を本田村と新田村に分けてみると、表4下段に整理したように四七八の本田村と、一五一の新田村となり、本田村はその九割に当たる四三二ヶ村に新開地があった。のみならず、新田村でありながらその三ヶ村には新開地が認められる。

秋田藩がこれら新田村を認定し、また新開地の高を把握した時期はいつだろう。出羽国において新たに入封した大名が新領地の経営に当たり、検地を実施して村方の掌握に努めたことは山形藩を例に前述した。新庄藩戸沢氏も常陸から移ると積極的な新田開発をおこなって村方の高把握に努めたし、庄内藩酒井氏は入部の翌元和九年には検地を実施している。秋田藩では、渋江田法で有名な渋江政光による総検地が慶長十九年（一六一四）からはじまった。このときの検地は大坂冬の陣に政光が出陣した後も国許で続けられ、政光が戦死した後、

元和になってようやく完了した。いまこれについて詳論する紙幅はなく、ここでは見通しのみを述べる。本稿では本史料に見える新田村は、この慶長・元和の検地によって立村された新田村だったと考えている。そしてそれから正保四年（一六四七）までには三十年の歳月があり、この間にも村々では開墾が進められ、秋田藩は正保国絵図作成に関わる検地をおこない「新田少有」の開高としてこれを掌握した、そう予測して論を組み立てている。

そこで、正保期秋田藩領の本田村と新田村の高内訳を見てみよう。表5は表2Eの村高合計の高構成がわかるようにその内訳を示したものである。秋田藩六二九ヶ村の村高合計二二万二〇九四・二七四石は本田村四七八ヶ村の二〇万一二七二・七三四石と新田村一五一ヶ村の二万九八二・五四石から成り立っていた。だが実は、後掲表1の平鹿郡で整理番号16の海蔵院村は本史料では「新田少有」の本田村として扱われているが、前稿で検証した通り、これは正保国絵図の下図およびその清絵図控に照し新田村の誤りだった^⑤。そこでその高三三二・四五石を右の本田村合計から差し引くと、二〇万九四〇・二八四石となる。するとこの高は、表2のAに示した本史料巻末記載の本田高二〇万九四〇・一七五石とわずか一斗九合しか差がなく一致する。

秋田藩は、慶長・元和の検地において、それまでの古村を本田村とし、それとは別に新田村を認定し、それぞれの高を掌握した。そしておそらく山形藩や幕領などとは異なり正保国絵図と郷帳作成に関わる検地を実施し、ここでは、前回の検地で確定した本田村・新田村の既存部分には手をつけず、それから後に開かれた田畑だけを調べその高を把握したのではないだろうか。しかし、秋田藩ではその新開高をそれまでの村高に単純に加算することはしなかった。正保郷帳には旧来より掌握していた本田村・新田村の村高をそのまま記し、新開高は郡ごとにまとめて別途処理したと考えられる。表2における秋田藩の本知高Aと表5から海蔵院村分を処理した本田村四七七ヶ村の村高合計がほぼ一致することから、以上の推察が成り立つ。こうした秋田藩の方式は上山藩や本荘藩が採用したのと同じ考えに基づくものだった^⑥。したがって、秋田藩領六二九ヶ村の各村高は「新田少有」の新開高を一切含んでいないことを意味している。

秋田藩には、慶長・元和の村高にその後の新開高を単純に合算して新しい村高とする訳にはいかない理由があった。新しい村高を認定するには、新開地の高を旧来の高に合算できるよう何かの処理を施す必要があったと考えられる。

それは秋田藩固有の特殊事情に絡む問題だったが、ここではその点には踏み込まない。正保元年十二月、三代將軍家光の国絵図作成命令を受けて始動した秋田藩正保検地においては、新開高を旧来の村高同様に使えるよう処理するだけの時間的余裕がなかった。領内の六二九ヶ村を調べ新開地を発見し、そこに高をつけるだけで精一杯だった。それが現実だったのではないだろうか。

以上により、本史料が書き上げる全二〇一六ヶ条におよぶ出羽国の村高には、その支配により大名領知高の公称高を構成する本知高を表しているものと、米沢藩や庄内藩のように新開高を組み込んだより実高に近い高を表しているものと二種類が混在していることがわかった。その検討結果を表2G列において米沢・庄内両藩には「実」、それ以外の諸藩には「本」と表示した。ただし、秋田藩佐竹氏はこのときまだ徳川將軍より領知高を認定されていなかったから、出羽の諸藩が各村の本田高を以てそれが自らの領知高を構成する本知高だと認識できたのとは異なり、秋田藩の本田高と新田高、そして新開高はそれぞれ検地時期の違いを表しているに過ぎなかった。つまり、二〇万九四〇石余の本田高合計は決して佐竹氏の領知高を表している訳ではない。だがしかし、正保郷帳末尾にこのような形で出羽諸藩の本田高と新田高が整理されれば、当時の武家社会であれば誰でもそれが將軍より与えられた領知高とそれ以外の新開高の合計であると即座に考えたに違いない。正保郷帳を受け取った幕府役人も、あるいは秋田藩のこの高を見て、それが佐竹氏の領知高だと錯覚・誤解しても不思議ではない。そんな書き方だった。

さてそこで、秋田藩領村々の高についてももう一度考えてみよう。表6には秋田藩の村高構成を整理した。ここでは平鹿郡海蔵院村三三二・四五〇石を新田村として処理している。まず秋田藩領の村々を本田村と新田村に分けてみると、それぞれに新開地を持つ村と新開地のない村があった。そして、その高構成は、本田村は新開地をもつ四三二ヶ村と持たない四六ヶ村の計四七七ヶ村で二〇万石余、新田村は新開地を持つ四ヶ村と持たない一四八ヶ村の計一五二ヶ村で三万石余となり、全体では六二九ヶ村、村高合計は二二万二〇九四・二七四石となる。この数値は表2G列の秋田藩領村高合計で、その内訳だった。そして、同じく表2A列に掲げる本史料巻末の「一、高式拾万九百四拾石巻斗七升五合 佐竹修理大夫」という秋田藩の本田高は、この表6の本田村四七七ヶ村の村高合計の二〇万九四〇・二八四石だったことが明らかである。一斗九合の誤差は本史料筆録時の誤写と見て問題ないだろう。

秋田藩は正保郷帳の作成に際し、他藩が將軍より安堵された大名領知高を構成する村々の村高を本田高として届け出たのに倣い、領内六二九ヶ村を本田村と新田村に分け、その本田村高の合計と新田村の村高合計を他藩の例に合わせる形で本史料の巻末に書き上げたのだった。これにより、秋田藩が本史料に記した本田村の村高は、新開高を含んでいないことも歴然となる。そこで、表6に色付けした新田高の欄を見てみよう。これらの数値を整合的に考えると、新田村の村高もやはり新開高を含んでおらず、その村高合計三万一千五百九十九石と、巻末記載の新田高七万三千九百一十六石の差四万三千三百一十七石は、四三五ヶ村に散らばる新開地の高合計だったことになる。そう捉えれば矛盾なく理解できる。これにより、秋田藩は米沢・庄内両藩以外の出羽諸藩同様、旧来より掌握できていた村高を以て本田村・新田村の村高として書き上げ、正保度の領内調査で新規に掴んだ各村新開地の高はそれとは別に処理し、新田村の村高合計に加算する形で巻末に書き上げたことが一層はつきりする。

以上を踏まえ本史料全体を今一度見渡すと、ここに記される高には次の三つがあった。まず、その第一は全二〇一六条にわたる村高の書き上げである。そして次は、それを基に郡単位に本田高と新田高をまとめた郡末記載値で、そしてもう一つ支配領主ごとに本田高と新田高を書き上げた巻末記載値があった。

表7では、本史料が伝えるこれらの高を集計することによって、羽前と羽後、そして出羽国の本田高と新田高、そしてそれを合わせた総高を算出してみた。すると、高に関してはどの一つを取っても一致するものがないことがわかる。それはそもそも諸藩が提出した村高の中身が違っていたし、本史料成立に関わって秋田藩が作為を働かせたところもあったから、これらが一致しなくて当然だった。このように本史料が掲げる数値情報は、現代の調査に基づく数値とは異なっている。基準の違うものが混在していたり、一部操作が加えられていたりした。これは、近世史料を扱う際の宿命と考えるより他ない。

だがこれを以てすぐに本史料による解析が検討に値しないことにはならない。何よりも一つひとつの村高は紛れもない諸藩作成の原典を反映しており、米沢・庄内両藩以外では、それを合計すればそれぞれの大名領知高となる高だった。また、そこには田高・畑高の内訳や、新開地に関する情報も盛り込まれている。そこで以下では、この村高が新開高を含む場合と、新開高を含まない場合の二つが混在することを承知した上で、その村高を解析することにより諸藩・各郡の生産力状況について分析してみよう。

五 新庄・庄内・秋田、各藩の新田村

最初に、表7により出羽国の総高を確認しよう。すると、羽前山形側の七六万石余に対し、羽後秋田側は二八万石余しかなかった。山形は秋田の約二・七倍もの高を有しており、秋田から言えば山形の約三分の一ほどの土地生産性しかなかったのである。土地の価値、土地が持つ力を米の生産力という物指で計るなら、これが一七世紀初頭の現実だった。これまで、こうした数値を目のあたりにすることはなかったかもしれない。だが、まずはこの点を直視しなければならぬ。

次に表2G列により、出羽諸藩の高を見てみよう。これをグラフで示すと図1となる。秋田藩を筆頭に庄内藩・米沢藩・山形藩と続き、一一万石を越える幕府直轄領の大きさにも改めて目がいく。表2D列の村数を見ると、秋田・庄内・米沢の順に多いのは当然として、幕領と山形藩が入れ替わり、二万石でしかない本庄藩が一〇五ヶ村とその村数の多さに気づく。以下、山形・秋田の文言による混乱を避け、羽前・羽後を用いると、表3でわかるように羽前には一つの郡域をまとめて支配するような大きな広域権力がほとんどだったのに対し、羽後では六郡を治める秋田藩だけが突出し、由利には小規模な領主が林立し五つの支配域に分かれている。このような支配権力のあり方は、新田開発や新開地の摘発をめぐり、地域社会の形成に大きな影響を与えることになる。

ここで藩権力が新開地を摘発したとするのは不適切かもしれない。しかし、当時、村に残されていた未墾地は、おそらく水がかりが悪かったり、日陰でやせた土地だったりして、村人は、そうした条件の悪いわずかな土地に畝を入れ、少しずつ新開地を開いていったと思われる。これは村人の努力の結晶であり、次男・三男が一人前の百姓として自立できる経済的な基盤でもあった。江戸時代の諸藩は、そうした開発を奨励し、歛下年季と称してそれらの新開地に対しては数年間、年貢を免除したり低率としたりする優遇措置を採った。だが、村人にとつてできるなら、その新開地はいつまでも年貢の課税対象からはずれてほしかったに違いない。対する藩の側では、そうした新開地を随時見つけては課税対象地に組み込もうとした。それは新開地を検見することであり、その土地に高をつけることだった。こう考えると摘発の文言もあながち外れてはいないだろう。

新田開発と新開に關してもう一度表4を見てみよう。新田村が確認できるのは、出羽諸藩の中で新庄・庄内・秋田の三藩のみだった。新庄・庄内両藩では元和八年の入部以降、新領地に検地を実施したことは前述した。両藩は、おそらくそのときの検地で新規の行政村としてこれらの新田村を認定したものとと思われる。そして、秋田藩ではそれより以前、慶長から元和初年に続く検地で平鹿郡海藏院村を含む一五二ヶ村の新田村を取り立てたものと考えられる。このような新田村と、新開地を持つ村とが、それぞれの藩で村数としてはどのくらいの割合を占めるのか、その比率を求めたのが表8である。秋田藩には新田村でありながら「新田少有」として更にその後の新開に取り組んだ村が四ヶ村確認できる。それは、平鹿郡大雄村の桜森村三五一石余、秋田郡で男鹿市の田屋沢(田谷沢)村一六二石余と比沙門沢(毘沙門沢)村六一石余、そして本史料では「新田」の肩書を書き落としてしまった平鹿郡十文字町の海藏院村三三二石余の四ヶ村だった。この点を踏まえた上で表8を見るなら、新庄・庄内両藩の新田村は村数比で藩内のそれぞれ四・二ないし六・八パーセントでしかないが、秋田藩ではそれが二四・二パーセントに達する。秋田藩は全体の四分の一が新田村だった。この新田村が、慶長末年から始まる洪江検地によって取り立てられたとするなら、それまでの本田村四七七ヶ村以外に新たに一五二ヶ村も行政村が生み出されたことになる。この検地が如何に強力だったかがうかがえる。それは見方を変えれば、これらの新田村が突然発生するはずもなく、実態としては村が存在しながらそれを秋田藩が掌握できないうちに、そのことの現れでもあった。慶長七年(一六〇二)、常陸領を没収されて秋田に移封された佐竹氏にとって、新領地の実勢を把握するのが如何に大変だったか、それがここに示されている。

次に、それら新田村の村高合計を表9に整理した。新庄・庄内両藩は、この面でも二・七ないし六・四パーセントと比率はそう大きくないが、秋田藩ではそれが一三パーセントとなる。これは六二九ヶ村の村高合計三三万石余に対して、新田村一五二ヶ村の村高合計三万石余から得られる比率であり、ここには新開高は含まれていない。すなわち、洪江検地終了時の村高構成であり、検地によって村数は約三割強増加し、藩の惣高としては一割五分の増大だった。この点を新庄・庄内両藩と比較するなら、その違いは新田村の村高平均にも現れる。新庄藩はそれまでの六八ヶ村からわずか三ヶ村の新設を見ただけで、藩の惣高に占める割合も低率だが、新田村一ヶ村の村高平均は五四二石余にもなつて大き

い。具体的に見ると、前に例示した泉田村五四九石余と、後の二つは共に戸沢村に位置した津屋(津谷)村八一石余および岩清水村二六六石余の三ヶ村だった。いずれも秋田藩の新田村平均を上回っている。

庄内藩では、新田村の村高平均が四四六石余となる。詳しくは触れないが、それは新田村三ヶ村の内、一〇〇石以下が三ヶ村、それより二〇〇石までが九ヶ村、七〇〇石までが一ヶ村、それ以上が七ヶ村という構成だった。中には一二〇〇石を超える新田村が三ヶ村ほど確認できる。一概に新田村といっても相当にばらつきがあった。村高一〇〇〇石を超えるような大規模新田村が取り立てられるには何か政治的力が働いたとは思えない。この点、秋田藩では、新田村一五二ヶ村の村高平均は一八九石余で、新庄・庄内両藩の半分以下である。秋田藩の新田村の多さからは既存の本田村より小さな村々がそれまで領内のあちこちに見過ごされて、それが全領検地によって新たに新田村に認定された、そのような印象を受ける。表10ではこれら一五二ヶ村を一〇〇石ごとに区切り、その分布を調べてみた。すると、二〇〇石以下の層に九九ヶ村が集中し、これに二〇〇石代を加えると一二五ヶ村になる。実に取り立てられた新田村の八割強が三〇〇石以下の村高だった。新田村の規模としては想像通りのごく自然な姿が思い浮かぶだろう。

それでは、これら新田開発の成果に地域的な偏りはなかったのだろうか。表11は、新田村を持つ三藩の新田村について、郡単位に整理したものである。前にも触れた通り、新庄藩の新田村はいずれも最上郡に開かれ、その開発高は郡全体のわずかに四パーセントに過ぎなかった。藩の惣高に対しても表9で見た通り二・七パーセントだったから、新庄藩の移封直後の新田開発はまだまだ微弱なものだったことがわかる。庄内藩においても新田村の村高合計は、藩惣高の六・四パーセントでしかなかったが、それも同藩が支配下においた四郡の内、田川郡には新田村が一切なく、村山郡一ヶ村、遊佐郡八ヶ村、そして櫛引郡に二三ヶ村と偏りがあった。しかも遊佐郡では、その開発高が郡高のわずかに二パーセントに過ぎず、新田開発の成果は乏しかったと言わざるを得ない。同藩の初期新田開発はほぼ櫛引郡に集中していたのだった。村数比も新開高の比も郡の約一割に当たり、櫛引郡では一定の成果をあげたと言えよう。

ただし、これが庄内藩酒井氏の開発によるのか、前代の最上氏治下の成果を酒井氏が入部してすぐにおこなった元和九年検地で掌握した結果だったのか、いまそれを検討する準備ができていない。ただ言えるのは、この新田村二三ヶ

村が、櫛引郡二一三ヶ村中に均等に分布するのではなく、三川町に一ヶ村、余目町に一六ヶ村、立川町に六ヶ村というように、郡の北東部に偏在しているのが特徴的である。特に余目町では本田村一二ヶ村を上回り、立川町では一八ヶ村中三分の一が新田村だった。庄内藩における新田村取り立ての背景は明らかにできないが、全四八四ヶ村のごく限られた地域に新田村が偏在する特質があった。

表11によれば、秋田藩はその点、少し偏差はあるもののほぼ六郡一円に新田村が散在すると見てよい。秋田藩領は広大で由利領の百三段三ヶ村を除く六二八ヶ村はあまりに大量であるため、平成の市町村合併以前の行政区区域ごとに本田村と新田村を数え、それを表12に整理した。ここで、新田村がなく本田村しかない区域に色を付けた。ただし、これは当時の村が現代の市町村の二つにまたがっていたり、現在地の不確かなものもあつたりするため必ずしも厳密な数ではない。一部概数を含んでいることを踏まえなければならぬ。すると、雄勝町・協和町・西仙北町・仙北町・河辺町・雄和町・若美町・森吉町、そして山本町などでは、村数が六ヶ村以上もありながら、そのすべてが本田村で新田村は一ヶ村もなかった。しかし、表全体を見渡すなら、傾向としては出羽六郡の全域にわたって新田村が分布すると捉えてよいだろう。ここからは、秋田藩が藩をあげて藩領の隅々まで隈無く調査をおこなって新田村を取り立てようとした積極的な意図が読み取れる。これはかなり徹底した全領検地だった。

しかしながら、秋田藩の政策意図とは別に、それまで歩んできた地域の歴史が自ずとここにその姿を現している。表11によれば、六郡の中で平鹿郡が村数比・高割合ともに他に抜きん出て大きい。平鹿郡は七二ヶ村中、実にその四割が新田村だった。しかもその新田村高を合計すると、平鹿郡全体の四分の一となる。結果として新田村の村高平均は三一九石となり、これは河辺郡の三九三石に次ぐ大きさで、秋田・山本両郡に比べるとほぼその二倍に相当する。秋田郡は二四五ヶ村を抱え、これは秋田藩領全体の約四割に相当するが、その約三割、二七・三パーセントが新田村だった。これは平鹿郡に次ぐ高率で、藩が平鹿郡だけでなくここでも積極的に新田村を取り立てようとしたことがうかがえる。だがその新田村高合計は郡全体の一五・四パーセントに止まった。そしてこの傾向は山本郡でも同様に認められる。その結果、両郡とも認定された新田村の村高平均は、一三四石および一六〇石と小さく、ここには小規模な新田村が数多く新設されたことがわかる。これはやはり、秋田・山本両郡の土地生産

性の低さと見なさざるを得ない。

これに対し、村高平均が三一九石にもなる新田村を二九ヶ村も生み出した平鹿郡に関しては、土地の豊かさもあることながら、それを正確に掌握することができないでいた政治状況にこそ注意する必要がある。すなわちここは、佐竹氏が入部する以前、徳川家康によって改易された横手の小野寺氏が統治した領域だった。戦国大名小野寺氏の遺臣たちが村々に帰農し、新領主として臨む佐竹氏との間に厳しい緊張状態を醸していた地域だった。それ故、年貢の増減に直結する村方の実地調査には手を付けられない状況が長く続いていたものと考えられる。佐竹氏は、慶長七年（一六〇二）の入部から二年の歳月をかけ、渋江検地をもつてようやくこの未調査の領域に踏み込むことができた、そう考えられる。すなわち、入部当初、佐竹氏は新領地経営のため、おそらく占領軍のような形で検地を実施しなければならなかった。史料が少なく詳細は不明ながら、軍事的緊張の下におこなわれた検地であつたことは疑いなく、徹底した土地の把握は困難だったと想像される。見逃された高も大きかったのではないだろうか。本史料に見える平鹿郡の新田村は、正にこのような歴史を背負った土地だったのである。

仙北郡は、村数としては六郡中二番目に多い一三七ヶ村を数え、雄勝郡七〇ヶ村、平鹿郡七二ヶ村の約二倍に近い。郡の高合計も雄勝・平鹿両郡の二倍弱で、藩総高の約三割を占めていた。だが、新田村の村高平均は一七五石とそれほど大きくはない。詳しくは本田村・新田村を合わせた村高平均や、その後の新開高の状況などと絡め、雄勝郡と共に後に触れたいが、ここは戦国期までに相当開発が進んだ地域で、佐竹氏も入部当初の検地である程度その実状を掌握できていたのではないだろうか。それが新田村の村数比にも、郡高に占める新田村高合計の割合にも現れている、そう考えておきたい。

表13には、新田村の村高平均に標準偏差の二倍を加えた外れ値を各郡ごとに算出し、極端に大きな村高となる新田村を示した。仙北郡を除く各郡に九〇〇石に近い高を超える新田村が成立を見ている。どのような経緯でこれらを取り立てられたのか、或いは見過ごされていたのか、その理由はわからない。ただここで、川尻村と二伊田（二井田）村が共に秋田市内に位置している点には気をつけたい。ここは久保田の城付領とも言つてよい所である。これもまだ詳細を解明し切れていないが、正保のころ、佐竹氏本拠地の久保田近在の地理認識がかなり混乱していたらしい。正保国絵図のデッサン図、下図、清絵図控のそ

れそれで村々の位置や村名が一定しない所が認められるのだった。表11に見える河辺郡の新田村についても、確証はないが、現地を正確に掌握し切れていない近世初頭の混乱がこの数値となつて現れたのではないか、そう仮定しておきたい。

六 新開高以前の状況

そこで次に、より多くの諸藩に認められる新開地の状況についてその傾向を考えよう。本史料に記される「新田少有」ほどの藩に、あるいはどの郡に顕著なのか、そして、それら新開高ほどの程度の割合を占めるのか、そうした問題である。秋田藩はこれを正保国絵図の作成命令を受けておこなつた正保検地で掌握したと考えられる。しかしそのとき、山形藩や幕領代官のように、ときの政治状況から検地には至らず、旧来の情報をそのまま報告したところもあった。それ故、この両支配域には「新田少有」の情報は全く記されていなかった。あるいはまた、政治的な制約や政治力のなさから、新開地の掌握ができなかった支配域もあった。だが、出羽国全体としては米沢・上山・新庄・庄内・矢島・本荘・亀田や秋田藩など多くの諸藩が新開地を掌握し、本史料にそれを書き上げている。いまそれを掴んだのがいつだったのか、個々の藩について説明する準備はない。だが、まずは本田村と新田村を区別し、それぞれの村高を把握したその後、何らかの検見をおこなつて村々が開墾した新開地の高を調べた、その手順はどこも一緒だろう。本史料からは正保期の状況だけでなく、その前段階の新田村とその高が確定したときの状況もまたうかがうことができる。そこでまず、新開地の問題を考える前に、その前段階の本田村高と新田村高について考えたい。以下では、これら正保の時点であらかじめ掌握できていた高を既存高あるいは既存値とよぶ。

表14には、この既存高を郡別に別けて整理した。この表のC列に示した郡高は、前に藩別に集計した表2のE列に相当する高である。計算に当たってはまず最初に二〇一六ヶ条にわたる村高書き上げを郡単位に合計してC列の高を算出し、その内訳を本田村一八三〇ヶ条の村高合計Aと、新田村一八六ヶ条の村高合計Bとした。本史料作成時の筆録ミスにより、Cの郡高からもう一つの内訳に当たるE田高・F畑高・G寺社領の合計を差し引いた値がゼロにならない郡もあり、その誤差をH列に示した。そして、置賜郡から遊佐郡までの山形県

側六郡を合わせて羽前の値を算出し、残りの郡から羽後の村数や高を計算した。また、郡高Cを村数の条数で単純に割つて村高平均Dを求め、かつ畑高Fを郡高Cで割つて郡ごとの畑比率を求め、これをI列に示した。なお、その際、寺社領の高Gを控除する操作はしなかった。村高平均Dに関しては、条数の中に村山郡山形城下町の「町分」二万三五〇石余のように飛び抜けて大きな高を持つものもあり、これも一ヶ条と見做して単純計算したため、必ずしも実状にそぐわない部分がある。この村高平均Dは、一応の目安、参考値に過ぎない。その上で、郡高Cを図2のグラフに示した。

秋田藩領六郡を見ると、郡高の大きさは仙北・秋田・平鹿・雄勝・山本・河辺の順となる。面積の点で劣る河辺郡の郡高が小さいのは当然だろう。耕地条件としては、山がちな印象を受ける秋田郡が予想に反して第二位の郡高を誇るが、参考値の単純村高平均二三七石は六郡中の最下位で、雄・平・仙の藩領南部各郡の半分にも達しない。広大な領域に村高の小さい村々が多数散在し、それらの集積によつて五万八一二三石余の郡高を生み出していることがわかる。山本郡の単純村高平均は秋田郡に近く、かつこの両郡は共に村高に占める畑高の比率が二割弱と高い。この畑高比率は出羽国の中でも置賜郡に次ぐ大きさで、雄平仙各郡の約二倍ほどの高率である。ここからは、秋田・山本両郡は村の規模が小さく、その約五分の一を畑方が占めるという傾向が明かとなる。米生産の面では、やや不利な耕地条件にあつた様子が読み取れるだろう。

一方、雄平仙の藩領南部三郡はいずれも単純村高平均が五〇〇石を超え、これは出羽国全体を見渡してもそれほど見劣りするものではない。畑比率もほぼ一割以下で、米穀生産には有利な条件にあつたと言える。郡高ではこの藩領南部三郡合わせて一四万一〇〇〇石余となり、六郡惣高三三万一〇〇〇石余の約六パーセントを占めていた。生産力で南部と北部は約三対二の関係となり、雄平仙三郡の合計高は河辺・秋田・山本三郡の一・五八倍にもなる。これにより、秋田藩の中では、これら南部三郡が穀倉地帯をなすことが数量面からはつきりと押さえられる。前に表2Hにおいて秋田藩六二九ヶ条の単純村高平均が三六七石となることを紹介したが、表14のDによれば、それに近いのが河辺郡だった。すなわち、村の生産力から見ると、標準的な規模の河辺郡をはさんで、二五〇石前後の秋田・山本両郡があり、それと反対に五〇〇石ほどの雄平仙三郡があつて、それらの総体として秋田藩の単純村高平均三六七石が導かれるのだった。

それでは、現在の秋田県という枠組みで秋田藩領六郡と由利領を比べるとどうなるだろう。由利領の惣高五万三四一八石余は決して見劣りする高ではない。村数と郡高を勘案するなら、数値の上では秋田郡に近いように見える。由利領は秋田郡より若干村数が多く、逆に郡高が少し小さい。結果として単純村高平均が二〇八石と、ここは出羽国でも小規模な村々が集まる地域だった。しかしそこに占める畑高の比率は二・五パーセントと最小で、基本的に村高は田方で満たされた状態だった。これらの村高は正保期に既に把握されていた高であり、最上氏から没収した領知高を幕府が本荘藩や亀田藩など新しい領主に再配分した本知高だったから、ここには戦国末期の耕地状況が反映されていると考えることができる。由利領は、最上氏改易とその後の変遷を経て基本的に五支配域に分割された。表2Hにより、それらの単純村高平均を見ると一八六石から二二五石までの範囲に収まり、表14に示す由利領全体の村高平均二〇八石からはそれほど離れていない。これはつまり、村高に結ばれるほどの畑地が非常に少なく、秋田郡や山本郡にも増して規模が小さく田方主体の村々が由利両一円に満遍なく展開していた状況を現している。これはおそらく、出羽丘陵と鳥海山の自然条件がこうした状況を生み出したのだろう。すなわち、近世権力による用水路の開削によってではなく、降雪による地下水が湧水となり、その水が基になって小さな盆地やあちこちの谷間に小集落が生まれた、そう考えてよいだろう。

次に出羽国全体の視点で捉えてみよう。すると、前に確認した通り羽前の七八万石余に対し、羽後は二八万石余しかなく、羽前は羽後の二・七六倍もの高を誇り、羽後は出羽国の約四分の一でしかなかった。郡単位で見ると、三三万石を超える村山郡が他を圧倒して大きいことに改めて気付かされる。これは秋田藩領六郡を合わせてもはるかに及ばない高である。秋田藩領六郡の村高合計は表2Gに示した通り二三万石余りだった。そこには何と一〇万石もの開きがある。ただし、米沢・庄内両藩ではその村高が新開高を含んでいたのに対し、それ以外の諸藩の村高には新開高が含まれていなかった。新開高を加えれば、秋田藩の実高は表2Cに確認する通り二七万石余りになった。しかしそれでも村山郡一郡に遠く及ばない。

村山郡に次いで大きいのが米沢藩領置賜郡の一九万石である。これも、秋田藩の穀倉地帯と目される雄平仙三郡を合わせた一四万石を大きく上回っている。また、櫛引郡も一郡で一一万石を超える高を持ち、その村数から導かれる

単純村高平均は秋田側のどこよりも大きい。櫛引郡の土地生産性の高さがかがえよう。藩単位で見れば、表2Gおよび図1でわかるように、庄内藩は秋田藩との差が二万石弱も開いておらず、表高一四万石とは言いながら、かなりの実力を秘めていたことがわかる。同藩の遊佐郡六万八八六一石余は秋田藩で最も大きい仙北郡の高に匹敵し、村数も大きな開きはない。しかし、両郡における本田村と新田村の比率を考えるなら、一ポイントほど遊佐郡本田村の方が高く、遊佐郡が古くから開発の進んだ土地だったことがわかる。以上により、出羽諸郡の中で秋田藩領六郡がどのような位置にあったのか理解できただろう。

そこで次に、各郡の村のレベルで考えよう。本史料が書き上げる二〇一六ヶ条の一ヶ条を単純に近世の行政村と捉える訳にはいかない点については前述した。ここに書き上げられた条文が、すぐさま近世村落を表すものでない。米沢・庄内両藩以外では各条の高合計が大名領知高を表しているのも確かながら、本史料で二番目に小さな高は亀田藩領石脇村の一石三斗六升だし、二番目に大きいのは幕領寒河江村の一萬二六四石余だった。そして、最初に述べた通りもっと小さな高も、もっと大きな高もあった。したがって、これらは各郡の単純村高平均に影響を及ぼすことになる。

出羽国の村々を郡ごとに見たとき、大多数を占める一般的な村々から極端に大きく外れた村高を持つ村がいくつかあると、それによって村高の単純平均は大きく押し上げられる。右にあげた寒河江村と山形城下の町分二万石余は共に村山郡にあるので、この二ヶ条だけで村山郡の村高平均は飛躍的に大きくなることは言うまでもない。各郡の村々が実際の程度の高に多く分布しているのか、その傾向を掴むには、単純平均から極端に離れた大きな値を除外しなければならぬ。そこで、表15には、単純村高平均に標準偏差の二倍を加えた値を外れ値とし、それ以上の村高を除いた残りの村々で村高平均を算出すると共に、それらを一〇〇石刻みに振り分けた場合の度数分布をまとめてみた。なお、単純村高平均から標準偏差の二倍を差し引くとマイナスとなって、村高分布を考える上では下側の外れ値は実在しない。

本表は、表14の郡高Cから作成しており、その村数と単純村高平均をHおよびIの行に示した。これら元数から各郡村高の外れ値を算出してJ元上基準とし、参考のため元数の最大村高もKの行に表示した。そして、各郡でJの値を超える極端に大きな村高を持つ村については表1「疑」の欄にアスタリスク*

を記入した。また、AからGまでの各行は、元数の外れ値以上の極端に村高の大きい村々を除外した村高を計算して得られる値である。たとえば、雄勝郡を例にすると、七〇ヶ村の単純村高平均は五一四石で、最大二五九三石余に至る上側の外れ値は一四二七石で、これ以上の村高を持つ村がHからAを引いて三ヶ村あったことがわかる。そこで、その三ヶ村を除いた残りの六七ヶ村で一〇〇石刻みの度数分布を確かめると、五〇〇石以下で四〇〇石より大きい層に最も多い一二ヶ村が集中し、村高平均はB行に示した四四七石となる。以下CからGの行にはこれら六七ヶ村についての統計上の数値を参考として表示した。単純村高平均五一四石余から操作後の村高平均四四七石余と六七石ほど減少する。これは、極端に大きな村高三ヶ村が、五一四石余という、いわば見せかけの平均値をはじき出していった結果だった。

そこでこのB行をグラフ化したのが図3である。大まかな傾向を掴み、郡同士を相互に比較する上では表2日列と大きく変わるところはない。だが、このB行に示す村高平均こそ各郡村々の実状をより近く表していることは言うまでもない。ただこれも、厳密には問題をはらんでいない訳ではない。繰り返すが、米沢・庄内両藩は新開地の高を村高に含ませていたのに対し、他の諸藩ではこれを含んでいなかったのである。真実は、羽後諸郡と最上郡においては、図3の棒グラフがわずかず延びることになる。その点は考慮されなければならない。

七 本田村と新田村の村高分布

その上で、秋田藩領六郡について、外れ値を除外した後の村高からどのような度数分布が得られるのか、この点を見てみよう。図4-1から4-13は、各郡の村高ヒストグラムをグラフに表したものである。秋田六郡の村高元数から外れ値を除いた残りで最大なもの、表15のD行に示す通り雄勝郡の一四一三石余だった。そこで度数分布は出羽国各郡の一五〇〇石より大きい村高は一まとめとし、一五〇〇石から一〇〇石以下まで一〇〇石刻みで区分した。

すると、その分布図は、藩領の南部三郡と北部三郡とはつきりと差が出る。北三郡には一〇〇石以上の村高を持つ村は一つもなく、河辺郡で最大は八〇〇石代が一ヶ村、秋田郡で六〇〇石代が一ヶ村、山本郡で七〇〇石代が二ヶ村あるだけという状態だった。勿論、表15のK行に示す通り、元数で見ればこ

れら三郡にも一〇〇石を超える大きな村高は存在した。しかし、それは正に地域の中で飛び抜けた存在で、その他多くの村方は表からもグラフからもわかるように低位層に偏在していた。表16に整理したように、秋田・山本両郡では村方のほぼ六割が二〇〇石以下で、河辺郡では四割強、そして三〇〇石以下が約六割だった。表15によれば、特に秋田郡には一〇〇石以下の村々が七七ヶ村もあるのが目を引く。秋田藩領北部三郡は、その六割から七割を村高二〇〇石代の村々が占めていたのだった。ここからは秋田・山本両郡は概して村々の規模が小さく、さらに畑地の多い傾向にあることがわかり、土地生産性の低い村々がこの地方に数多く展開していた様子が見えてくる。そしてまた、河辺郡の単純村高平均三四五石も、実は一〇〇〇石を超え最大一七一六石余の村方二ヶ村が単純平均を押し上げた結果だった。

表15を見渡すと、由利領の村高分布状況が秋田郡に似ていることに気付く。グラフを確認すると、この二つはほとんど相似形をなしている。由利領も元数から外れ値の村高を除外した残りの最大値の層は、五〇〇石代、六〇〇石以下の六ヶ村だった。これも村高六〇〇石を超え最大一二二六石余に至る一ヶ村が、全体の単純村高平均を二〇七石に押し上げていたが、実は、全二五七ヶ村の六割を超える村々が二〇〇石以下の層に集中し、三〇〇石以下で見るとその比率は七六パーセントにも達する。秋田藩領北部三郡と同様に村高が低位層に偏在する様子は明らかだった。ただし、秋田郡では村高の約二割を畑高が占めたが、由利領ではそれが二・五パーセントでしかない。

そこで次に、雄平仙の藩領南部三郡に目を転じると、この三郡は元数から外れ値以上の村高を除外した残り村々の村高平均は四三二石から四四七石で、元数の単純村高平均からは六〇石ないし七〇石ほど減少する。北部三郡と大きく異なるのは、外れ値以上を除いてもなお一二〇〇石代から一四〇〇石代まで規模の大きな村が三郡とも満遍なく分布している点である。そこで南部三郡を二〇〇石以下、二〇〇石から五〇〇石まで、そして五〇〇石以上と三層に分けてみると、表16の通り村高平均の四三二石から四四七石が属する二〇〇石から五〇〇石の層に三郡ともおよそ四割が属し、それ以下が約二割から三割弱、それ以上が三割強という分布になる。郡の六割を二〇〇石以下が占める秋田・山本両郡とは大きく様子が違うし、五〇〇石以上の村高が一二〇〇石代から一四〇〇石代まで一様に分布するのも決定的に異なっている。また、畑高の比率はいずれも約一割を下回っている。したがって、このような村単位で見ても

これら南部三郡が秋田藩の中では規模が大きく、主穀生産の経営の安定した地域だったのは明かだろう。

次に、羽前山形側を見るなら、内陸部三郡と海岸部の庄内三郡とで村高分布に違いがあった。一番の違いは、置賜・村山両郡では、元数から外れ値以上の極端に大きな村高を取り除いてもなお、一五〇〇石以上にくくられる大高村が多数存在する点である。置賜郡には一五〇〇石以上の村が三ヶ村、村山郡には三七ヶ村もある。しかもそればかりか、この両郡では村高平均の六二四石ないし六六七石から一〇〇石刻みで途切れなく連続して一五〇〇石以上まで村々が連なつて分布する。この点は他と大きく異なっている。この両郡で二〇〇石以下の低位層を見ると、その村数は元数の外れ値を除外した残り村数のそれぞれ三二・五パーセントないし二六・七パーセントで、この割合は雄平仙三郡の場合とそれほど変わらない。村高平均の大きさから置賜・村山両郡はこの層がより薄いのではと予想されたが、そうではなかった。雄平仙三郡と比べる意味で、仮に二〇〇石から五〇〇石までの村数を数えるなら、その割合は二五・九および二八・〇パーセントとなり、これは雄平仙三郡が約四〇パーセント前後だったのと違い、およそ一〇ポイント以上比率が下がる。置賜・村山両郡は六二四石ないし六六七石の村高平均が示す通り、二〇〇〜五〇〇石の中間層がやや薄く、約半数は五〇〇石以上の層に属していたのである。

表15のJ行が示すように置賜・村山両郡は元数の外れ値が二四六二石、四三九八石と他郡に例を見ない大きさと、それを超えて最大値に至るまでの層にそれぞれ一四ヶ村ないし九ヶ村が存在した。そしてこの両郡は、これらを除外した残りの村々においてもなお一五〇〇石以上の層に三ヶ村ないし三七ヶ村があつて、村高分布の上ではこれら大高村に一つのまとまりがあつたことがわかる。外れ値を除外した残り村々で仮に一〇〇〇石以上の村高を持つ村を数えると、それは五八ヶ村および八〇ヶ村で、率にしてそれぞれの郡の二三・九パーセントないし二二・二パーセントに当たる。このように二割を超える村が一〇〇〇石以上に属し、五〇〇石以上一〇〇〇石までの層にそれぞれ一七・七、二四・一パーセントの村が属した。こうした村高分布が村高平均六二四石、六六七石という結果をもたらすのだった。これは、秋田藩領の穀倉地帯といえる雄平仙三郡の村高平均の約一・五倍に相当する。極端に大きな外れ値を除外してなお、村高平均にこれほどの開きがあつたのである。置賜・村山両郡の土地生産性の高さが知れるだろう。

両郡の畑高比率を表14で確認すると、置賜郡が二八・六パーセントと出羽国で最も高く、村山郡もその一五・三パーセントが畑高だった。村山郡に的を絞るなら、表14でわかるように郡の惣高三三万石余は秋田藩領六郡の惣高をはるかに凌ぎ、その約一割五分に当たる五万一六九五石余が畑高だったのである。この高は羽後では秋田郡の田高を上回り、由利領全体の田高に匹敵する大きさである。検地の石盛を考えれば、その畑地面積が如何に広大だったかが想像されるだろう。

この村山郡は、上山・山形・幕領・新庄・庄内の五支配域に分けられ、その内、山形藩と幕領とで郡高の八割強を占めていた。正保郷帳作成に当たり、この両支配下にあつては、新田村も新開地も一切掌握されなかった。その緩い支配権力の下で作成された郷帳記載の村高を分析した結果は、秋田藩領六郡に比してこのように格段上回る土地生産性であり、そこに広大な畑地が開かれていた様子だった。ここからは、この後、紅花に代表される商品畑作物の栽培が展開する素地が既に近世初頭の段階で用意されていた事態がうかがえるだろう。一ヶ村当たりの村高が平均して六〇〇石を超えて余裕があり、おそらく最上氏支配の時代から畑地が相当程度開かれていたと考えられる。そこへ尚かつ大名の移封が繰り返されたり、わずかな手勢の幕府代官支配だったりしたから、畑地の有効活用に農民の創意が発揮されて当然だった。

本稿では触れないが、ここでは早くから年貢の一部を米に代えて貨幣で収める石代納の制度が採用された。幕領の場合、現物年貢米をはるばる江戸の浅草御蔵まで海上輸送するその危険と費用を勘案すれば、一部の貨幣納を認めることは理にかなつた方法だった。それらも相俟つて、紅花生産が活発化すると考えられるのだが、その遠因をこの正保郷帳から読み取ることも十分可能だろう。最上郡は、一般に考えられるほど小さな村々の集まりではなかった。郡の惣高は、雄勝郡よりも平鹿郡よりも勝っているし、外れ値を除外した後の村高平均も六三石で、雄平仙各郡の一・五倍もある。しかも、村数比は二〇〇石以下の低位層は二割以下で、出羽国で最も低い値を示し、それ以上から一五〇〇石に至るまで一〇〇石刻みの各層に満遍なく村々が分布している。秋田藩領六郡と比較するなら、決して侮れない豊かな土地生産性を秘めていた様子がうかがえる。

庄内三郡は、田川郡と櫛引・遊佐両郡とでやや性格が違っている。田川郡の外れ値を除いた村々の村高平均二九四石は、羽前側六郡で最も小さいが、羽後

側と比べると秋田藩の雄平仙三郡に次ぐ大きさだった。その村高平均は二八五石の河辺郡に近く、村高分布のグラフを見ると、一〇〇石以上の二ヶ村を除いて両郡は非常によく似た傾向を示している。田川郡は村数で河辺郡の約二・七倍、郡高も約二倍ほどだが、村高元数で外れ値を超える村は田川郡四ヶ村と、河辺郡二ヶ村で、それを除いた村々の村高平均は共に二九〇石前後で近似し、両郡の村高分布はよく似た傾向にあった。ただ、二〇〇石以下の低位層が四割強だった河辺郡に比べ、田川郡は五割でこの層がより厚い。とはいえ、ここが六割を超える由利領や秋田・山本両ほどではなかった。そこで、五〇〇石以下のまとまりで見れば、約九八パーセントの由利を筆頭に、九割超の秋田郡、八五・八二パーセントの山本・河辺郡と続き、その次が八〇パーセントの田川郡だった。全般的傾向としては、低位層に属する村方が大半を占める地域だったと見てよいだろう。

その点、櫛引・遊佐両郡は村高分布の傾向が仙北郡に酷似している。とりわけ遊佐郡は、郡高が仙北郡とほぼ同じで、元数村高から外れ値を除外した村高平均は四三二石の仙北郡と一七石しか差がない四一四石だった。二〇〇石以下の低位層とその上の五〇〇石までの村高分布は、共に約二八パーセントと三九パーセントで両郡は完全に一致する。そしてこの傾向は、櫛引郡もほぼ同様で、結果として外れ値除外後の村高平均も四六四石となる。二〇〇石以下が約三割弱で、それより五〇〇石以下の層に約四割の村々が集まり、それより大きい一〇〇石以上の層に至るまで満遍なく分布する形は、櫛引・遊佐両郡と秋田藩の穀倉地帯に当たる雄平仙の南部三郡に共通する傾向だった。その上で、郡高を見ると、櫛引・遊佐二郡合わせて一八万石余となり、雄平仙三郡を合わせた一四万石余を四万二〇〇石余りも上回っている。庄内藩領の村高には新開高が含まれているとはいえ、庄内の持つ実力の一端がここに垣間見られることだろう。

八 新開地の分布と大きさ

以上が正保郷帳作成の段階で出羽諸藩が既存値として扱っていた本田村と新田村の村高を解析した結果である。だが実際には、正保郷帳作成に当たっては、これら既存の村高以降に開かれた新開地の高も掌握され、その新開高を既存の村高に合体させた藩と、合体せずに別途掌握した諸藩とがあった。すなわち、

米沢・庄内両藩が前者であり、後者は上山・新庄・矢島・本荘・亀田、そして秋田の六藩だった。山形・丸岡両藩に幕領、庄内藩預、仁賀保領の五支配域においては、政治的あるいは時間的な制約から新開高の掌握は叶わなかったと見られる。最後に、この五支配域を除いた諸藩において、新開地とその高はどのような状況にあったのか、その開発具合を考察して本稿のまとめにつなげたい。「新田少有」と記される村々を藩ごとに数え、その割合をまとめたのが表8で、表17はそれを郡単位に再編したものである。すると、上山藩は自藩領の九七パーセントに当たる三七ヶ村中の三六ヶ村に、矢島藩もその九三パーセント、四二ヶ村中三九ヶ村に新開地を見出ししていた。両藩が非常に積極的に新開地の高把握に努めたことがわかる。両藩は、最上氏改易後、それぞれ村山郡と由利領に所領を得、新田村の取り立てこそしなかったが、新領地の現地掌握に励み、既存村方の新開地を広範囲に洗い出したのだった。そしてこの両藩同様、新田村の取り立てはおこなわずに新開高の把握に精励したのが米沢・本荘・亀田の諸藩だった。村数比にしてそれぞれ三五・三九・三二パーセントに当たる村々に新開地を見つけ出し、そこを検見して高付けしている。その新開高が一ヶ村当たりどれほどだったか、その詳細は本史料に記載されていない。しかし、これら五藩には新田村がなかったから、巻末に記載されるこれらの藩の「外、新田高合」がその新開高合計を表していることと見ることができる。その高は、表2 B列に示したところだが、それらをいま一度整理するならば表18の如くである。新田村を取り立てた三藩に関しては、表6で秋田藩の新開高合計を導き出したのと同じ方法で、表2 B列の巻末記載値「外、新田高合」から、表5下部に示した新田村の村高合計を差し引くことにより新開高合計を算出した。これを新開地を持つ村の数で割ると一ヶ村当たりの新開高平均が求められる。

すると、庄内・米沢藩ではそれぞれ新開高平均が二〇一石余、一八八石余となつて、かなり大きい開発高となる。これはあくまでも単純平均であり、両藩とも村高一〇〇石以下でありながら「新田少有」と記される村方もあったから、各村の開発の規模には相当なばらつきがあったものと思われる。これまでおこなってきた村高合計による分析は、この表に示される新開高を内包した米沢・庄内両藩の村高と、この新開高を含まないそれ以外の諸藩の村高を混在させての解析だった。一ヶ村当たりの新開高が記載されずわからない以上、これも止むを得ない方式だった。

米沢・庄内に次いで新開高平均が大きいのは一〇九石余の新庄藩と、九九石

余の秋田藩である。それぞれの藩領で村方のどれくらいに新開地が開かれていたかという点、表8の通り新庄藩の新開村比率は八五パーセント、秋田藩は六九パーセント、庄内藩は五七パーセントで、米沢・本荘・亀田藩はそれぞれ三五・三九・三二パーセントだった。新庄藩は上山藩や矢島藩に迫る勢いで新開地を見つけ出し、秋田藩も約七割と高率だった。そして、庄内藩も自藩領の半分以上の村方で新開地を確認したが、米沢藩と本荘・亀田の諸藩では自藩領の四割以下に止まった。表18で一ヶ村当たりの平均を見ると、米沢藩は一八八石余で同藩の新開地を持つ村の中にはおそらく二〇〇石を超えるような大規模な開墾に励んだ村もあったことだろう。一方、本荘・亀田両藩では新開高平均は三九石余と三七石余と小さく、村ごとの開墾の規模は小さかったことがわかる。これはおそらく、新開以前の既存村方の規模が元々小さかったことによると考えられる。矢島藩の新開高平均二九石余も含め、出羽丘陵と狭い海岸平野という自然地形がこうした開墾の前提条件をなしていたことは言うまでもない。また、庄内藩の新開高平均二〇一石余という大きさは、近世の初頭、未開墾地が大きく広がっていたことの証であり、庄内平野がこれを生み出した基盤だったことは間違いない。この点、秋田藩の新開高平均九九石余という高はどのような評価されるだろうか。それを考えるには、より細かく郡単位での考察が必要となる。

表19は、本史料の郡末に記される「外、新田高合」から新田村の村高合計を差し引いて郡ごとの新開高合計Iを求め、新開地を持つ村の数Hで割って一ヶ村当たりの新開高平均Jを算出したものである。置賜郡はそのすべてを米沢藩が支配したので、前に検討した表18の結果そのままの値となる。村山郡で「新田少有」と記される五〇ヶ村は、上山藩の三六ヶ村、庄内藩の一ヶ村、それに新庄藩の一三ヶ村で、その一ヶ村平均は六五石となる。これは、表18で藩ごとに確認した上山藩の新開高平均四五石と、新庄藩の一〇九石から主に導かれる結果だった。すると、新庄藩がそのすべてを治めた最上郡では、新開高平均が一〇五石となるのは当然で、本荘・矢島・亀田諸藩の新開高平均が、それぞれ三九石、二九石、三七石余だったから、由利領の新開高平均三五石もうなずける。そして、田川・櫛引・遊佐庄内三郡の新開高平均は、それぞれ四二石、二七五石、一六六石余となつてかなりばらつきがあるが、これが庄内藩の新開高平均二〇一石余の内訳だったと見れば何の矛盾もない。庄内藩では櫛引郡が特に新開地開発が活発な地域で、相対的に田川郡では取り組みがやや緩慢だった様子

がうかがえる。

秋田藩の新開高平均は九九石余だが、六郡各地には少し温度差があった。最も新開高平均が大きいのは平鹿郡の二三一石で、最も小さい河辺郡七〇石の三倍もの規模だった。しかも、表17に整理した郡ごとの新開村比率を見ると、河辺郡はその約八三パーセントに当たる三三ヶ村が新開を試みていたのに対し、平鹿郡はその約五七パーセント、四一ヶ村に止まるが、それで計九四五〇石余もの新開高を開いていたことがわかる。新田村の取り立てもそうだったが、新開高の認定においても平鹿郡が六郡中で突出した存在だったことが明かだろう。これには勿論、前述した通り改易大名、横手・小野寺氏の遺領という土地の歴史が絡んでいたのは確かだった。しかしそれだけではないもう一つ、佐竹氏入部以後の歴史もこれに深く関わっていた。それは、常陸から移ってきた武士たちの分家の創出だった。初代藩主佐竹義宣により横手居住を命じられた武士たちの系譜を調べると、移封に扈從した者たちの子や孫で、その次男三男たちが積極的に義宣の直臣に取り立てられているが、そのほとんどは新田分知によるものだった。つまり、常陸武士が一家を挙げて新開に励み、その開発高を当主の本知高と認めた上で、その一部を分知させて藩からの俸禄としたのである。これは横手武士に限らず、近世初頭の秋田藩士一般に認められる傾向だったと考えられるが、詳しい検討は今後に譲りたい。

さて、新開高合計としては一万二四〇石余の秋田郡が最大である。しかし、一ヶ村当たりの平均開発高は七二石余と決して大きくはなかった。これは由利諸藩に比べれば大きいだが、秋田六郡の中では小さく、秋田郡では小規模ずつ広範囲の村方で新開を試みられたことを意味している。小規模開墾という点では、一ヶ村平均新開高が八六石および八二石の山本・仙北両郡も同様である。ただし、仙北郡には新開に取り組んだ村が一〇〇ヶ村もあって、総体としては八二二八石余の新開高を生み出していた。その点、六〇ヶ村で八〇四四石余の新開高をもたらし、一ヶ村当たりの平均が一三四石余となる雄勝郡には平鹿郡と並んで土地の持つ力強さが示されている。しかし、一体これだけの開発可能地がどこに隠れていたのだろうか。その問題を解くには、自然環境だけではなない、そこに働きかけた社会の在り方が重要で、ここには何か藩の政策が絡んでいたはずで、それを読み解く視点が欠かせない。

表12には、秋田藩で新開地を持つ四三五ヶ村が、具体的にどこに所在したのか、その分布状況を知るため現代の市町村行政区域に分けて表示した。すると、

正保年間に秋田藩の本田村と新出村が認められるところで、「新田少有」の新開地を確認できないのは、田沢湖町と上小阿仁村の二区域を数えるだけであることが判明する。ここからは、新開地を見なかつた両区域の耕地条件の厳しさよりむしろ、藩領のほとんどすべてに新開高が認定された事実をこそ読み取らなければならない。開発に向けた村人の熱意もさることながら、それ以上に、それを徹底的に調べ尽くそうとした秋田藩の権力にこそ着目すべきだろう。

秋田藩は、正保元年、三代將軍徳川家光の正保国絵図作成命令を受け、わずか二、三年の短期日にこれを成し遂げたのだった。この点、新田村も新開地も正保郷帳に全く反映することのできなかつた山形藩や幕府代官支配とは決定的に違っている。この厳しく強力な支配力をもって検地に臨んだにもかかわらず、秋田藩六郡の惣高は村山郡一郡にはるかに及ばなかつた。幕府代官の陣屋支配に、山形藩の大名交代の頻度も重なって、村山郡は相対的に領主支配の緩やかな状態にあつたことは紛れもないところだろう。その上さらに、本史料による村高解析の結果、村山郡における畑高比率の高さが明らかとなつた。村山郡は領主支配の緩さが村人の創意工夫をもたらし、おそらくそれに石代納の制度も手伝って、商品畑作物の栽培につながつたと考えられるが、その前提として、近世初頭より既に畑地が広く展開していたのだった。

おわりに

以上により、寒冷積雪の同じ自然環境にあつて、最上川水運・雄物川水運がそれぞれ酒田湊および土崎湊で日本海の海運に接続して京・大坂の中央市場に結ばれるという同じ経済環境にありながら、片や商品畑作物栽培の展開を見た村山郡と、そうならなかつた秋田藩領の違いが何によつて生み出されたのか理解できただろう。

新田村や新開地の取り立てにおいて秋田藩が強力な支配力を発揮したことが明らかとなつた。秋田藩には高を捻り出さなければならない理由があつた。新田分知を積極的におこなつて分家を直臣に取り立てると共に、藩主が家臣に安堵すべき俸禄を家臣自らに創出させたのである。本稿が解明する通り、秋田藩領農村の規模は概して小さい。年貢村請制を効率よく機能させるには小規模村落の乱立は決して望ましい状況ではなく、自ずと適正な規模があるはずだつた。しかし、本稿からは秋田藩領農村の村高が、必ずしもそうではなかつた状況が

見えてくる。この背景には、実は新田分知だけでなく、秋田藩特有の地方知行制の問題が深く関与していた。ここには、検地高をそのまま即座に家臣に配当することができない特殊な高把握の問題が絡んでいたのである¹⁰。この点は本研究の大きなテーマとなる。

本稿により、秋田藩においては雄平仙の南部三郡が藩の主穀生産地帯であつたことが、数量面から間違いなく確認できた。そしてまた、この雄平仙三郡は他藩と比較した場合、突出して豊かな土地生産性を誇るものでもなかつたことも明かとなつた。本稿は、この正保郷帳に記される秋田藩の新田村は、慶長末年に始まる洪江検地によつて認定され、その後の新開高は、正保国絵図と郷帳作成に関わる正保検地において確定したものと論を組み立てている。それは、秋田藩士の系譜書き上げの中に、大坂の陣への参加を希望しつつも藩主義宣により国許での検地に専念するよう命じられた者や、国絵図の作成のための現地調査隊とは別に検地班に任じられた者を確認できるからだつた。順番が逆になつてしまつたが、これらの検討が次の課題となる。

そしてもう一点、仙北郡大沢郷に存在したはずの矢鳥藩飛地領や、亀田藩が新屋地区と交換に手に入れたはずの大沢郷の村方に関して明らかにしなければならぬ。本史料には、これらの村々が全く登録されていなかった。この点は、国絵図と本史料に記載される事項を子細に突き合わせ検討することによつて明らかになるに違いない。幸いなのか、逆に問題を複雑化させるだけなのかは今後の検討によるが、正保図に関してはその出発点となる野書のデッサン図をはじめ、秋田藩領を描いた下図、そして秋田県重要文化財指定の清絵図控が秋田県公文書館に伝存し、清絵図焼失後、清絵図控の写が幕府に提出され、その写が国立公文書館に残されている¹¹。それらの照合と分析は次稿に期したい。

註

(1) 千秋文庫所蔵「羽羽国知行高目録」。

(2) 川村博忠「明暦大火被災による正保国絵図再提出の時期について」(『歴史地理学』第五五巻第一号、二〇一三年一月)によれば、明暦の大火で正保国絵図が焼失した後、幕府が絵図二元を勤めた大名にその再提出を求め、絵図元大名がそれに応じたのは寛文五年(一六六五)とされている。

(3) 『日本歴史地名大系5 秋田県の地名』(平凡社、一九八〇年)、『日本歴史地名大系6 山形県の地名』(平凡社、一九九〇年)。

(4) 拙稿「出羽国知行高目録」(正保郷帳)について(『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学 第七十集』、二〇一五年三月)。

(5) 横山昭男他『山形県の歴史』(山川出版社、一九九八年)。

(6) 拙稿「貞享元年、秋田藩三〇万石昇格運動と郷村高辻帳」(『秋大史学』五九号、二〇一三年三月)、「秋田藩、宝永八年郷村高辻帳と正保郷帳」(『秋田大学教育文化学部研究紀要 人文・社会科学 第六十九集』二〇一四年三月)により、次の如く展望している。寛文四年、四代將軍徳川家綱の判物改めにおいて、幕府は秋田藩佐竹氏の領知目録を作る基礎史料として秋田藩に郷村高辻帳の提出を求めた。これを受けた秋田藩は、自藩領の郷村高辻帳を作るため国許にあった正保郷帳控を利用した。この目的で筆録されたのが、本史料「出羽国知行高目録」であると考えられる。

(7) 『横手市史 史料編 近世Ⅰ』(横手市、二〇〇七年)が、本史料から秋田藩領六部分を翻刻紹介するのみである。なお、同市史には本史料の村名に一部誤読があり、本稿表1においてその点を訂正した。

(8) 前掲註(6)の「紀要」収録拙稿。

(9) 川村博忠氏は『江戸幕府撰国絵図の研究』(古今書院、一九八九年)第二編第三章第五節の「郷帳」の項で、『会津家世実紀』卷之六、正保三年八月の条により、会津藩が幕府大目付井上筑後守政重に同藩作成の郷帳を提出し内見を受けたところ、井上より「本田計、村付可申、新田は其村之高を引落、末に惣合之時、一ヶ条ニ可書上」との指示を受けたことを指摘されている。

(10) 拙稿「寛永十一年、秋田藩佐竹氏の二つの領知高」(『秋大史学』六〇号、二〇一四年三月)において、秋田藩ではある種の係数ともいえる免を操作することによって高の値を動かすことがあった点を指摘した。それは、異なる時期の検地で掌握した高を同質のものに均すことによって家臣の知行高として配当できるようにするという秋田藩独特の操作に関わっている。

(11) 拙稿「秋田藩における正保国絵図の作成過程」(渡辺英夫編『秋田の近世近代』高志書院、二〇一五年一月刊)。正保国絵図の出発点をなすデッサン図は『絵図目録』(秋田県公文書館、一九九九年)1秋田県全域・藩政期の三七「出羽六郡野書絵図」、旧県庁目録では県C―一五二。清絵図の下図は、『絵図目録』(秋田県公文書館、一九九九年)1秋田県全域・藩政期の三二「六郡絵図」、旧県庁目録では(県C―一四五)。そして、秋田

県重要文化財の清絵図控は、『絵図目録』(秋田県公文書館、一九九九年)1秋田県全域・藩政期の二六「出羽二国御絵図」、旧県庁目録では(県C―一六〇三)。国立公文書館所蔵の正保出羽国絵図に関しては前掲註(1)川村論文参照。

表1 正保4年(1647)出羽国知行高目録(秋田県分)

由利領

整番	新田	支配	村名	疑	村高	田高	畑高	差	畑比率	新開	水損	旱損	生山	芝山	柴山	松山	塞損	備考	市町村
1		庄預	小砂川村		130.143	124.443	5.700	0	4.4							○			象潟町
2		庄預	大須郷村		48.361	47.633	0.728	0	1.5							○		相給 庄預・矢島	象潟町
3		庄預	川袋村		202.748	201.698	1.050	0	0.5										象潟町
4		庄預	大砂川村		440.036	439.436	0.600	0	0.1										象潟町
5		庄預	洗釜村		117.950	117.610	0.340	0	0.3										象潟町
6		庄預	中野沢村		162.710	162.060	0.650	0	0.4							○			象潟町
7		庄預	関村		99.032	98.032	1.000	0	1.0										象潟町
8		庄預	小瀧村		392.732	391.626	1.106	0	0.3		○								象潟町
9		庄預	長岡村		223.900	223.102	0.798	0	0.4		○								象潟町
10		庄預	大飯郷村		41.273	41.273	0.000	0	0.0										象潟町
11		旗兄	平沢村		182.102	181.747	0.355	0	0.2										仁賀保町
12		旗兄	田津上村		325.791	325.491	0.300	0	0.1		○								仁賀保町
13		旗兄	室沢村		130.618	130.550	0.068	0	0.1									相給 誠政・本荘	仁賀保町
14		旗兄	院内村		456.146	453.471	2.675	0	0.6				○					別表記同誌2	仁賀保町
15		旗兄	石田村		162.964	162.889	0.075	0	0.0			○							仁賀保町
16		旗兄	水沢村	K	81.938	81.938	0.000	0	0.0		○			○				[伊勢地村入含有 54.438石]	仁賀保町
17		旗兄	馬場村		473.295	472.486	0.809	0	0.2					○				相給 誠政・誠次	仁賀保町
18		旗兄	三森村		187.146	187.146	0.000	0	0.0									相給 誠政・本荘	仁賀保町
19		旗弟	長磯村		101.833	101.778	0.055	0	0.1										仁賀保町
20		旗弟	鈴村	K	68.352	68.352	0.000	0	0.0										仁賀保町
21		旗弟	新屋敷村	K	118.898	118.898	0.000	0	0.0									同名3(浜杉山1/2)	仁賀保町
22		旗弟	浜杉山村		131.236	130.600	0.636	0	0.5		○							(浜杉山2/2)	仁賀保町
23		旗弟	小国村		500.978	497.568	3.410	0	0.7		○	○	○	○					仁賀保町
24		旗弟	下小国村	K	49.740	49.740	0.000	0	0.0			○	○						仁賀保町
25		旗弟	馬場村之内	K	28.963	28.963	0.000	0	0.0									相給 誠次・誠政	仁賀保町
26		本荘	杉森村	G	19.506	18.750	0.306	0.45	1.6		○	○	○					(加津羅林村6/6)	東由利町
27		本荘	山内村		69.480	68.751	0.729	0	1.0		○	○	○					(加津羅林村1/6)	本荘市
28		本荘	大築村		38.744	36.979	1.765	0	4.6		○	○	○					(加津羅林村2/6)	本荘市
29		本荘	篠打村		17.685	16.287	1.398	0	7.9		○	○	○					(加津羅林村3/6)	本荘市
30		本荘	樽田目村		270.012	263.054	6.958	0	2.6			○	○					(加津羅林村4/6)	本荘市
31		本荘	桂林村		102.750	100.520	2.230	0	2.2		○		○					(加津羅林村5/6)	本荘市
32		本荘	高野田村		63.121	61.903	1.218	0	1.9									(福島1/8)	本荘市
33		本荘	橋村		565.844	555.142	10.702	0	1.9										本荘市
34		本荘	小坂沢村		31.855	31.135	0.720	0	2.3				○					(福島2/8)	本荘市
35		本荘	湯沢村		141.698	138.375	3.323	0	2.3			○	○					(福島3/8)	本荘市
36		本荘	栗山村		44.441	43.211	1.230	0	2.8			○	○					(福島4/8)	本荘市
37		本荘	石田坂村		38.965	37.435	1.530	0	3.9									(福島5/8)	本荘市
38		本荘	瀧野沢村		143.207	140.705	2.502	0	1.7			○	○					(滝ノ沢1/6)	本荘市
39		本荘	宮沢村	G	40.287	39.315	0.952	0.02	2.4		○	○	○					(滝ノ沢2/6)	本荘市
40		本荘	福田村		311.163	300.074	11.089	0	3.6									同名3(滝ノ沢3/6)	本荘市
41		本荘	高尾村		108.874	105.354	3.520	0	3.2			○	○					同名2(福島6/8)	本荘市
42		本荘	福嶋村		46.135	42.805	3.330	0	7.2			○	○					同名2(福島7/8)	本荘市
43		本荘	烏川村		41.496	38.916	2.580	0	6.2		○	○	○					(福島8/8)	本荘市
44		本荘	鮎瀬村		296.034	274.252	21.782	0	7.4		○	○	○						本荘市
45		本荘	鮎上村		41.531	40.811	0.720	0	1.7			○	○					(滝ノ沢4/6)	本荘市
46		本荘	内宮沢村		103.735	102.225	1.510	0	1.5		○	○						(滝ノ沢5/6)	本荘市
47		本荘	妻屋村		57.755	50.868	6.887	0	11.9		○	○						(滝ノ沢6/6)	本荘市
48		本荘	宮内村		239.632	223.259	16.373	0	6.8			○	○						本荘市
49		本荘	福田村		172.852	171.607	1.245	0	0.7		○	○	○					同名3(川西1/4)	由利町
50		本荘	立地村		148.794	146.819	1.975	0	1.3					○				別表記同誌2(川東1/6)	由利町
51		本荘	黒沢村		436.384	424.892	11.492	0	2.6		○	○	○						由利町
52		本荘	沢口村		92.493	91.525	0.968	0	1.0		○	○						(川東3/6)	由利町
53		本荘	山崎村		73.651	72.522	1.129	0	1.5					○				(川東5/6)	由利町
54		本荘	福嶋村		7.105	5.860	1.245	0	17.5					○				同名2(川東2/6)	由利町
55		本荘	蒲田村		158.906	157.008	1.898	0	1.2				○					(川東4/6)	由利町
56		本荘	西村		288.729	285.102	3.627	0	1.3				○					(川西2/4)	由利町
57		本荘	中畑村		75.951	74.971	0.980	0	1.3									(川西3/4)	由利町
58		本荘	関口村		70.844	70.641	0.203	0	0.3		○							(川西4/4)	由利町
59		本荘	平石村		13.788	13.471	0.317	0	2.3		○							(川東6/6)	由利町
60		本荘	二子村		40.411	39.692	0.719	0	1.8		○							別表記同誌2(屋敷1/3)	由利町
61		本荘	田代村		46.219	45.901	0.318	0	0.7		○							(屋敷2/3)	由利町
62		本荘	屋敷村		105.885	105.747	0.138	0	0.1		○							(屋敷3/3)	由利町
63		本荘	湯保村		451.985	448.749	3.236	0	0.7		○	○		○					西目町
64		本荘	川崎村		352.305	347.652	4.653	0	1.3		○								西目町
65		本荘	沼田村		451.303	447.107	4.196	0	0.9		○	○							西目町
66		本荘	西目村		406.536	403.115	3.421	0	0.8		○	○		○					西目町
67		本荘	両前寺村		57.969	55.870	2.099	0	3.6		○	○	○						仁賀保町
68		本荘	琴浦村		158.148	153.568	4.580	0	2.9		○	○	○						仁賀保町
69		本荘	室ヶ沢村		133.832	133.722	0.110	0	0.1					○				相給 本荘・誠政	仁賀保町

70	本荘	薬師堂村		463.275	381.326	81.949	0	17.7	○	○	○			(子吉 1/6)	本荘市
71	本荘	上原村		167.514	164.264	3.250	0	1.9		○	○			(子吉 2/6)	本荘市
72	本荘	藤崎村		541.625	507.728	33.897	0	6.3		○	○			(子吉 3/6)	本荘市
73	本荘	玉ノ池村		226.128	192.896	33.232	0	14.7		○	○			(子吉 4/6)	本荘市
74	本荘	葛法村		335.059	330.112	4.947	0	1.5		○	○			(子吉 5/6)	本荘市
75	本荘	舟岡村		417.259	406.624	10.635	0	2.5	○	○	○			(子吉 6/6)	本荘市
76	本荘	出戸分		300.334	193.214	107.120	0	35.7	○	○	○				本荘市
77	本荘	吉沢村		165.019	149.184	15.835	0	9.6	○			○			由利町
78	本荘	山田村		143.717	129.339	14.378	0	10.0						同名 2	由利町
79	本荘	上條村		37.053	6.035	31.018	0	83.7	○			○			由利町
80	本荘	大沢川村		9.961	9.498	0.463	0	4.6	○	○	○			(川向 1/4)	由利町
81	本荘	土蔵村		201.756	186.894	14.862	0	7.4				○			由利町
82	本荘	蟹沢村		90.807	89.504	1.303	0	1.4	○			○			由利町
83	本荘	小菅野村		12.118	11.838	0.280	0	2.3	○			○			由利町
84	本荘	五十土村		319.346	316.301	3.045	0	1.0				○			由利町
85	本荘	久保田村		224.860	213.834	11.026	0	4.9	○	○	○	○			由利町
86	本荘	奉行免村		135.865	121.824	14.041	0	10.3	○	○	○	○		(川向 2/4)	由利町
87	本荘	新屋敷村		109.038	93.367	15.671	0	14.4	○			○		同名 3 (川向 3/4)	由利町
88	本荘	米山村		209.899	198.441	11.458	0	5.5	○			○		(川向 4/4)	由利町
89	本荘	大水口村		59.964	57.978	1.986	0	3.3				○			由利町
90	本荘	中沢村		40.859	39.932	0.927	0	2.3	○			○			由利町
91	本荘	飯沢村		115.025	111.049	3.976	0	3.5		○		○			由利町
92	本荘	町廻り分	*	1266.398	1113.204	153.194	0	12.1	○	○	○	○			由利町
93	本荘	曲沢村		179.311	127.011	52.300	0	29.2	○	○	○	○			由利町
94	本荘	新町村		187.786	176.178	11.608	0	6.2	○	○	○	○		同名 2 (新輪 1/5)	本荘市
95	本荘	万歙寺村	*	733.869	709.762	24.107	0	3.3		○				(新輪 2/5)	本荘市
96	本荘	三丁村		489.962	456.998	32.964	0	6.7		○				(新輪 3/5)	本荘市
97	本荘	岡本村		62.551	57.479	5.072	0	8.1	○	○	○	○		(新輪 4/5)	本荘市
98	本荘	廿六木村		126.094	115.094	11.000	0	8.7	○	○	○	○		(新輪 5/5)	本荘市
99	本荘	新屋敷村		36.130	34.250	1.880	0	5.2		○		○		同名 3 (沢 1/9)	本荘市
100	本荘	南関村		35.872	33.872	2.000	0	5.6		○		○		(沢 2/9)	本荘市
101	本荘	宮崎村		291.572	285.563	6.009	0	2.1				○		(沢 3/9)	本荘市
102	本荘	小山田村		32.420	31.860	0.560	0	1.7				○		(沢 4/9)	本荘市
103	本荘	梅木沢村		34.324	33.974	0.350	0	1.0				○		(沢 5/9)	本荘市
104	本荘	中野山村		26.978	26.118	0.860	0	3.2	○			○		(沢 6/9)	本荘市
105	本荘	釜田村		19.811	19.551	0.260	0	1.3				○		(沢 7/9)	本荘市
106	本荘	南俣村		27.218	26.648	0.570	0	2.1	○					(沢 8/9)	本荘市
107	本荘	北野俣村		38.423	38.133	0.290	0	0.8				○		(沢 9/9)	本荘市
108	本荘	中野村		194.163	193.813	0.350	0	0.2							仁賀保町
109	本荘	三日市村		228.348	227.998	0.350	0	0.2							仁賀保町
110	本荘	立井地村		112.755	112.365	0.390	0	0.3						別表記同誌 2	仁賀保町
111	本荘	三十野村		91.663	91.603	0.060	0	0.1							仁賀保町
112	本荘	中村		100.450	100.380	0.070	0	0.1							仁賀保町
113	本荘	樋口村		132.790	132.040	0.750	0	0.6				○			仁賀保町
114	本荘	伊勢地村		130.609	130.354	0.255	0	0.2				○		相給 本荘・矢島	仁賀保町
115	本荘	百目木村		113.465	110.555	2.910	0	2.6	○						仁賀保町
116	本荘	大竹村		315.685	313.653	2.032	0	0.6	○			○			金浦町
117	本荘	前川村		314.890	313.403	1.487	0	0.5	○						金浦町
118	本荘	塩越村	*	636.150	634.290	1.860	0	0.3	○						象潟町
119	本荘	三森村		216.592	214.538	2.054	0	0.9						相給 本荘・誠政	仁賀保町
120	本荘	芹田村	*	814.950	812.844	2.106	0	0.3	○						仁賀保町
121	本荘	黒川村		576.120	573.644	2.476	0	0.4							金浦町
122	本荘	飛村		205.752	204.488	1.264	0	0.6							金浦町
123	本荘	金浦村		124.196	123.186	1.010	0	0.8	○			○			金浦町
124	本荘	赤石村		330.598	330.282	0.316	0	0.1							金浦町
125	本荘	川口村		328.294	286.164	42.130	0	12.8				○	○	同名 3	本荘市
126	本荘	横山村		57.996	52.420	5.576	0	9.6				○	○		本荘市
127	本荘	福田村		81.175	75.341	5.834	0	7.2				○	○	同名 3	本荘市
128	本荘	柿平村		54.118	50.387	3.731	0	6.9	○			○			本荘市
129	本荘	長者屋敷村		27.059	24.780	2.279	0	8.4				○	○		本荘市
130	本荘	土谷村		319.392	305.403	13.989	0	4.4	○	○	○	○			本荘市
131	矢島	城内村		365.546	364.405	1.141	0	0.3	○			○			矢島町
132	矢島	七日町村		380.688	380.410	0.278	0	0.1	○	○			○		矢島町
133	矢島	新町村		185.654	185.592	0.062	0	0.0	○	○	○			同名 2	矢島町
134	矢島	郷内村		71.390	71.344	0.046	0	0.1	○	○	○				矢島町
135	矢島	九日町村		203.180	203.114	0.066	0	0.0	○	○	○				矢島町
136	矢島	須郷田村		180.322	179.999	0.323	0	0.2	○	○					矢島町
137	矢島	新沢村		150.756	149.901	0.855	0	0.6	○	○			○		矢島町
138	矢島	小坂戸村		50.576	50.576	0.000	0	0.0	○	○	○				矢島町
139	矢島	奥屋村		77.496	72.152	5.344	0	6.9	○			○		(興屋村)か	鳥海村
140	矢島	伏見村		52.124	51.632	0.492	0	0.9	○	○	○				鳥海村
141	矢島	下鍋村		118.476	113.915	4.561	0	3.8	○			○			鳥海村
142	矢島	下笹子村		212.470	210.812	1.658	0	0.8	○	○	○				鳥海村

114	新田	秋田	保野古村		65.146	61.040	4.106	0	6.3									(保野子村)	井川町
115	新田	秋田	坂本村		94.786	91.083	3.703	0	3.9										井川町
116		秋田	浜井川村		364.658	311.120	53.538	0	14.7	○	○	○							井川町
117		秋田	今戸村		414.970	351.470	63.500	0	15.3	○									井川町
118		秋田	大川村		217.416	158.406	59.010	0	27.1	○									五城目町
119		秋田	石崎村		73.490	53.140	20.350	0	27.7	○									五城目町
120		秋田	高崎村		373.107	273.800	99.307	0	26.6	○									五城目町
121	新田	秋田	西之野村		209.500	200.105	9.395	0	4.5									(西野村)	五城目町
122	新田	秋田	谷地中村		129.220	126.003	3.217	0	2.5									同名 3	五城目町
123	新田	秋田	樋口村		520.259	492.200	28.059	0	5.4									(上樋口村)	五城目町
124		秋田	飯越村	G	122.782	77.080	45.720	-0.018	37.2	○								(館越村)か	五城目町
125		秋田	窪村		186.724	127.704	59.020	0	31.6									(久保村)	五城目町
126		秋田	馬場目村	*	879.860	626.810	253.050	0	28.8	○									五城目町
127		秋田	雷田村		34.613	20.103	14.510	0	41.9	○									五城目町
128		秋田	中津又村		278.971	185.401	93.570	0	33.5	○									五城目町
129	新田	秋田	黒土村		46.844	45.024	1.820	0	3.9									同名 2	五城目町
130		秋田	湯之又村		102.702	62.690	40.012	0	39.0	○									五城目町
131		秋田	藤内村		192.935	109.430	83.505	0	43.3	○								(浅見内村)か	五城目町
132		秋田	三内村		468.834	273.804	195.030	0	41.6	○								(山内村)	五城目町
133	新田	秋田	岡本村		89.993	89.993	0.000	0	0.0									(岡本恋路村)	五城目町
134	新田	秋田	白水沢村		24.729	24.729	0.000	0	0.0										五城目町
135	新田	秋田	小館花村		59.730	58.010	1.720	0	2.9									(小立花村)同名 2	五城目町
136		秋田	五十目村		367.385	257.080	110.305	0	30.0	○									五城目町
137		秋田	浦町村		364.998	269.903	95.095	0	26.1									(浦大町村)	八郎潟町
138		秋田	野田村		108.000	71.497	36.503	0	33.8	○									五城目町
139		秋田	川崎村		158.916	113.901	45.015	0	28.3	○									八郎潟町
140	新田	秋田	小池村		184.913	179.103	5.810	0	3.1										八郎潟町
141		秋田	一市村		129.308	94.100	35.208	0	27.2	○								(一日市村)	八郎潟町
142		秋田	蒲沼村		300.166	257.103	43.063	0	14.3	○								(ナシ)	八郎潟町
143		秋田	夜叉袋村		180.500	127.450	53.050	0	29.4	○									八郎潟町
144		秋田	黒土村		48.451	28.420	20.031	0	41.3									同名 2 (ナシ)	上小阿仁
145	新田	秋田	真坂村		204.900	200.902	3.998	0	2.0										八郎潟町
146	新田	秋田	臘村		12.275	0.000	12.275	0	100									(南沢村)	上小阿仁
147	新田	秋田	五段沢村		183.477	140.207	43.270	0	23.6									(五反沢村)	上小阿仁
148	新田	秋田	飛塚村		75.845	50.803	25.042	0	33.0									(福館村)と改称	上小阿仁
149	新田	秋田	小沢田村		115.961	94.060	21.901	0	18.9										上小阿仁
150	新田	秋田	杉ヶ花村		208.557	165.053	43.504	0	20.9									(杉花村)	上小阿仁
151	新田	秋田	根田村		233.783	183.063	50.720	0	21.7										合川町
152	新田	秋田	田代村		32.615	11.605	21.010	0	64.4										二ツ井町
153		秋田	沖田表村	*	940.412	650.402	290.010	0	30.8									(沖田面村)	上小阿仁
154		秋田	堂川村		128.842	88.492	40.350	0	31.3										上小阿仁
155		秋田	仏社村		312.416	191.910	120.506	0	38.6										上小阿仁
156		秋田	鎌ヶ沢村		394.351	200.321	194.030	0	49.2									(鎌沢村)	合川町
157		秋田	三木田村		179.150	120.115	59.035	0	33.0										合川町
158		秋田	三里村		231.042	151.502	79.540	0	34.4									(三ツ里村)	合川町
159		秋田	摩当村		43.736	21.726	22.010	0	50.3									同名 2	合川町
160		秋田	芹沢村		228.564	43.504	185.060	0	81.0										合川町
161		秋田	李台村		159.567	56.217	103.350	0	64.8	○									合川町
162		秋田	新田目村		256.178	117.148	139.030	0	54.3										合川町
163		秋田	本城村		596.031	433.001	163.030	0	27.4	○									森吉町
164		秋田	米内沢村		424.166	289.103	135.063	0	31.8	○									森吉町
165		秋田	浦田村		389.617	254.602	135.015	0	34.7	○								同名 2	森吉町
166		秋田	前田村		289.335	208.305	81.030	0	28.0	○								同名 2	森吉町
167		秋田	小又村		416.330	247.310	169.020	0	40.6	○								同名 2	森吉町
168		秋田	五味堀村		314.748	200.713	114.035	0	36.2	○									森吉町
169		秋田	風張村		180.888	121.838	59.050	0	32.6	○								(吉田村)	阿仁町
170		秋田	小淵村		136.588	83.538	53.050	0	38.8										阿仁町
171		秋田	水無村		66.225	21.015	45.210	0	68.3	○									阿仁町
172		秋田	荒瀬村		153.752	40.701	113.051	0	73.5	○									阿仁町
173		秋田	道城村		168.279	98.244	70.035	0	41.6	○									合川町
174		秋田	杉村		541.859	325.809	216.050	0	39.9	○								(分村) 2	合川町
175		秋田	川井村		164.530	91.520	73.010	0	44.4	○									合川町
176		秋田	木戸石村		348.516	215.206	133.310	0	38.3	○									合川町
177		秋田	悪間沢村		90.978	39.923	51.055	0	56.1	○								(増沢村)	合川町
178		秋田	麻生村		70.692	35.190	35.502	0	50.2	○									二ツ井町
179		秋田	虎繋村		25.493	15.443	10.050	0	39.4	○								(小繋村)	二ツ井町
180		秋田	今泉村		21.813	10.303	11.510	0	52.8	○									鷹巣町
181	新田	秋田	前山村		86.713	77.403	9.310	0	10.7										鷹巣町
182		秋田	坊沢村		59.284	28.230	31.054	0	52.4	○									鷹巣町
183		秋田	纏子村	*	859.315	644.012	215.303	0	25.1	○									鷹巣町
184		秋田	摩当村		187.361	134.311	53.050	0	28.3	○								同名 2	鷹巣町
185		秋田	脇神村		369.380	256.080	113.300	0	30.7	○									鷹巣町
186	新田	秋田	中屋敷村	G	131.379	120.063	11.306	0.01	8.6										鷹巣町

表2 巻末記載値と村高集計値

藩	巻末記載値			村高集計値						
	A 本知高	B 新田高	C 実高	D 村数	E 村高合計	F 寺社領	G = E - F	H = G/D	I 新開村	
米沢藩	18000.000	16994.584	198994.584	257	196994.584	0.000	198994.584	実 767	90	
上山藩	25000.000	1630.000	26630.000	37	25643.997	644.000	24999.997	本 676	36	
山形藩	150000.000		150000.000	120	158322.770	8322.770	150000.000	本 1250	0	
幕府領	113147.761		113147.761	138	117171.032	4024.670	113146.362	本 820	0	
新庄藩	60000.000	8200.000	68200.000	71	59599.999	629.999	58870.000	本 831	60	
庄内藩	140071.604	68985.472	209057.076	484	215691.228	3664.875	212026.353	実 438	274	
丸岡藩	10000.000		10000.000	24	10108.952	109.468	9999.484	本 417	0	
庄内預	1858.975		1858.975	10	1858.885	0	1858.885	本 186	0	
仁賀保	3000.000		3000.000	15	3000.000	0	3000.000	本 200	0	
本荘藩	20000.000	1612.468	21612.468	105	20000.450	0	20000.450	本 190	41	
矢島藩	10000.000	1157.727	11157.727	42	9000.000	0	9000.000	本 214	39	
亀田藩	20000.000	1000.000	21000.000	84	18870.112	0	18870.112	本 225	27	
秋田藩	200940.175	73291.166	274231.341	629	231094.274	0	231094.274	本 367	435	
寺社領	17504.961		17504.961	148		17395.782				
出羽国	951523.476	172871.417	1124394.893	2016	1067356.283		1049960.501		521 1002	

表3 出羽国各郡の支配領主

郡	村数	支配	村数	寺社領
置賜	257	米沢藩	257	0
村山	387	上山藩	37	1
		山形藩	120	51
		幕府領	138	23
		庄内藩	75	0
		新庄藩	17	0
最上	54	新庄藩	54	9
田川	69	庄内藩	69	10
檜引	213	庄内藩	189	37
		丸岡藩	24	1
遊佐	151	庄内藩	151	16
由利	257	庄内預	10	0
		仁賀保領	15	0
		矢島藩	42	0
		本荘藩	105	0
		亀田藩	84	0
雄勝	70		1	0
		秋田藩	70	0
平鹿	72		72	0
			137	0
仙北	137	矢島藩		0
		亀田藩		0
河辺	40		40	0
秋田	245	秋田藩	245	0
山本	64		64	0
計	2016	計	2016	148

表4 諸藩の新田・新開と水旱寒損、山林等の村数

支配	村数	新田	新開	無損	水損	旱損	両旱	生山	芝山	柴山	松山	寒損
米沢藩	257	0	90	103	120	67	33	30	0	0	0	0
上山藩	37	0	36	27	10	0	0	20	0	0	0	5
山形藩	120	0	0	26	52	45	3	32	0	18	1	0
幕府領	138	0	0	94	6	43	5	42	13	25	13	0
新庄藩	71	3	60	22	38	11	0	32	15	17	0	0
庄内藩	484	31	274	343	97	45	1	87	20	76	18	0
丸岡藩	24	0	0	19	3	2	0	0	0	0	0	0
庄内預	10	0	0	8	2	0	0	0	0	0	3	0
仁賀保領	15	0	0	9	4	3	1	3	3	0	0	0
本荘藩	105	0	41	49	17	40	1	16	59	0	0	0
矢島藩	42	0	39	18	20	13	9	19	0	8	1	0
亀田藩	84	0	27	11	34	39	0	16	0	17	0	0
秋田藩	629	151	435	407	77	166	21	186	3	0	0	0
出羽国	2016	185	1002	1136	480	474	74	483	113	161	36	0

< 諸藩本田村・新田村の生産諸条件 >

	村数	新田	新開	無損	水損	旱損	両旱	生山	芝山	柴山	松山	寒損
新庄藩本田村	68	0	60	20	38	10	0	32	15	17	0	0
新庄藩新田村	3	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
庄内藩本田村	453	0	274	323	88	43	1	86	20	74	18	0
庄内藩新田村	31	31	0	20	9	2	0	1	0	2	0	0
秋田藩本田村	478	0	432	304	55	139	20	185	3	0	0	0
秋田藩新田村	151	151	3	103	22	27	1	1	0	0	0	0
仁賀保兄	8	0	0	5	2	1	0	1	2	0	0	0
仁賀保弟	7	0	0	4	2	2	1	2	1	0	0	0
出羽国本田村	1831	0	999	1011	449	444	73	481	113	159	36	0
出羽国新田村	185	185	3	125	31	30	1	2	0	2	0	0

表5 村高合計による諸藩の村高平均と高内訳

支配	村数	A 村高合計	B = A-E	村高平均	C 田高	D 畑高	E 寺社領	F 誤差	畑比率
米沢藩	257	196994.584	196994.584	767	140695.864	56299.165	0.000	-0.445	28.6
上山藩	37	25643.997	24999.997	676	18081.298	6919.062	644.000	-0.363	27.0
山形藩	120	158322.770	150000.000	1250	124524.815	25475.204	8322.770	-0.019	16.1
幕府領	138	117171.032	113146.362	820	97790.904	15396.868	4024.670	-41.410	13.1
新庄藩	71	59599.999	58970.000	831	55916.727	3050.871	629.999	2.402	5.1
庄内藩	484	215691.228	212026.353	438	186676.895	25124.068	3664.875	225.390	11.6
丸岡藩	24	10108.952	9999.484	417	7473.485	2526.004	109.468	-0.005	25.0
庄内預	10	1858.885	1858.885	186	1846.913	11.972	0	0.000	0.6
仁賀保領	15	3000.000	3000.000	200	2991.617	8.383	0	0.000	0.3
本荘藩	105	20000.450	20000.450	190	19036.475	963.505	0	0.470	4.8
矢島藩	42	9000.000	9000.000	214	8875.806	124.194	0	0.000	1.4
亀田藩	84	18870.112	18870.112	225	18857.49	210.608	0	-197.986	1.1
秋田藩	629	231094.274	231094.274	367	203221.487	27968.149	0	-95.362	12.1
出羽国	2016	1067356.283	1049960.501	521	885989.776	164078.053	17395.782	-107.328	15.4

〈 本田村と新田村、その他 〉

支配	村数	A 村高合計	B = A-E	村高平均	C 田高	D 畑高	E 寺社領	F 誤差	畑比率
新庄藩本田村	68	57973.771	57343.772	843	54927.789	2415.583	629.999	0.400	4.2
新庄藩新田村	3	1626.228	1626.228	542	988.938	635.288	0.000	2.002	39.1
庄内藩本田村	453	201852.719	198187.844	438	174458.215	23505.499	3664.875	224.130	11.6
庄内藩新田村	31	13838.509	13838.509	446	12218.68	1618.569	0	1.260	11.7
秋田藩本田村	478	201272.734	201272.734	421	176107.035	25261.714	0	-96.015	12.6
秋田藩新田村	151	29821.540	28821.540	197	27114.452	2706.435	0	0.653	9.1
仁賀保兄	8	2000.000	2000.000	250	1995.718	4.282	0	0.000	0.2
仁賀保弟	7	1000.000	1000.000	143	995.899	4.101	0	0.000	0.4
出羽国本田村	1831	1022070.006	1004674.224	549	845667.706	159117.761	17395.782	-111.243	15.6
出羽国新田村	185	45286.277	45286.277	245	40322.07	4960.292	0	3.915	11.0
寺社領	148			118			17395.782		

表6 秋田藩の村高構成

巻末記載値		村高集計値					
			新開地無	新開地有	村高計	新開高計	高合計
本田高	200940.175	本田村高	14944.083	185996.201	200940.284		
		村数	46	431	477		
新田高	73291.166	新田村高	29246.527	907.463	30153.990		
		村数	148	4	152		
高合計	274231.341	高合計	44190.610	186903.664	231094.274	43137.176	274231.450
		村数	194	435	629	435	629

表7 郡末・巻末記載の集計値と村高集計値

領域	典拠	本田高		新田村+新開		総高	
		村数	A高	村数	B高	村数	(A+B)高
羽前	郡末記載値集計	1094	695724.326	128	95810.056	1131	791534.382
	村高集計	1097	768067.825	34	15464.737	1131	783532.562
羽後	郡末記載値集計	734	253669.262	151	77061.381	885	330730.643
	村高集計	733	253669.731	152	30153.99	885	283823.721
出羽	郡末記載値集計	1828	949393.588	279	172871.417	2107	1122265.005
	村高集計	1830	1021737.556	186	45618.727	2016	1067356.283
	巻末記載値		951523.476		172871.417		1124394.893

表8 諸藩の新田村・新開村の割合

藩	新田比	新開比
米沢藩	0.0	35.0
上山藩	0.0	97.3
山形藩	0.0	0.0
幕府領	0.0	0.0
新庄藩	4.2	84.5
庄内藩	6.4	56.6
丸岡藩	0.0	0.0
庄内預	0.0	0.0
仁賀保	0.0	0.0
本荘藩	0.0	39.0
矢島藩	0.0	92.9
亀田藩	0.0	32.1
秋田藩	24.2	69.2
出羽国	9.2	49.7

図1 出羽諸藩の村高合計 (万石)

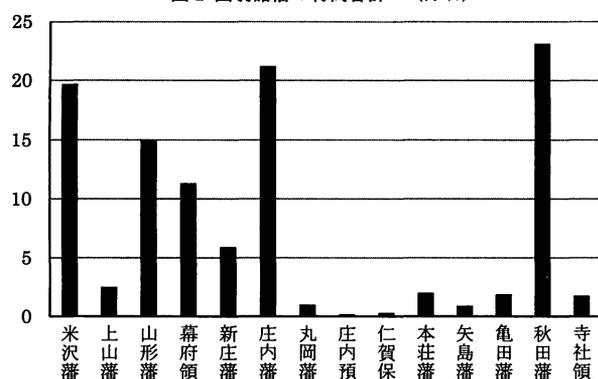


表9 村高合計による新田村の割合 (藩単位)

藩	村高集計			本田村			新田村				
	村数	高合計	村高平均	村数	高合計	村高平均	村数	村比	高合計	村高平均	高比
新庄藩	71	59599.999	839	68	57973.771	853	3	4.2	1626.228	542	2.7
庄内藩	484	215691.228	446	453	201852.719	446	31	6.4	13838.509	446	6.4
秋田藩	629	231094.274	367	477	200940.284	421	152	24.2	30153.990	198	13.0

表10 秋田藩新田村の村高分布

区分	村数
100石未満	60
200石未満	39
300石未満	26
400石未満	10
500石未満	6
600石未満	6
600石以上	5
計	152

表11 村高合計による新田村の割合 (郡単位)

郡	藩	郡高		新田村					
		村数	村高合計	村数	村比	新田高	高割合	村高平均	
最上	新庄	54	37784.969	3	5.6	1626.228	4.3	542	
檜引	庄内	213	114216.773	23	10.8	12414.294	10.9	540	
		151	68861.686	8	5.3	1424.215	2.1	178	
雄勝	秋田	70	36013.617	10	14.3	2863.083	8.0	286	
平鹿		72	36017.203	29	40.3	9239.141	25.7	319	
仙北		137	68994.725	23	16.8	4029.968	5.8	175	
河辺		40	13827.668	6	15.0	2360.124	17.1	393	
秋田		245	58123.449	67	27.3	8946.918	15.4	134	
山本		秋田	64	17428.686	17	26.6	2714.756	15.6	160

表 12 秋田 6 郡 628 ヲ村の市町村ごと本田村・新田村内訳

郡	市町村	村数	本田村	新田村	新開地	郡	市町村	村数	本田村	新田村	新開地
雄勝	稲川町	9	8	1	8	河辺	河辺町	8	8	0	8
雄勝	羽後町	24	22	2	22	河辺	協和町	2	1	1	1
雄勝	増田町	4	1	3	1	河辺	秋田市	20	15	5	14
雄勝	東成瀬村	3	3	0	3	河辺	雄和町	10	10	0	10
雄勝	湯沢市	21	17	4	17	秋田	阿仁町	4	4	0	3
雄勝	雄勝町	8	8	0	8	秋田	井川町	14	8	6	6
雄勝	雄物川町	1	1	0	1	秋田	五城目町	20	13	7	12
平鹿	横手市	19	12	7	11	秋田	合川町	13	12	1	6
平鹿	山内村	6	6	0	6	秋田	若美町	8	8	0	6
平鹿	十文字町	12	4	8	4	秋田	秋田市	44	31	13	30
平鹿	大曲市	2	0	2	0	秋田	昭和町	9	7	2	7
平鹿	増田町	1	1	0	1	秋田	上小阿仁	7	3	4	0
平鹿	大森町	4	3	1	2	秋田	森吉町	6	6	0	6
平鹿	大雄村	6	3	3	4	秋田	大館市	38	26	12	23
平鹿	平鹿町	10	9	1	9	秋田	鷹巣町	12	8	4	8
平鹿	雄物川町	12	5	7	4	秋田	男鹿市	38	30	8	29
仙北	横手市	2	2	0	1	秋田	天王町	1	1	0	1
仙北	角館町	12	10	2	9	秋田	田代町	3	3	0	3
仙北	協和町	9	9	0	8	秋田	二ツ井町	3	2	1	2
仙北	神岡町	2	2	0	2	秋田	八郎潟町	9	6	3	4
仙北	西仙北町	11	11	0	7	秋田	飯田川町	3	2	1	2
仙北	西木村	7	6	1	6	秋田	比内町	13	8	5	8
仙北	仙南村	9	7	2	7	山本	琴丘町	2	2	0	2
仙北	仙北町	8	8	0	7	山本	山本町	6	6	0	6
仙北	千畑町	11	10	1	7	山本	藤里町	3	2	1	1
仙北	太田町	12	8	4	7	山本	二ツ井町	8	6	2	6
仙北	大曲市	16	10	6	10	山本	能代市	28	19	9	18
仙北	中仙町	21	17	4	16	山本	八森町	1	1	0	1
仙北	田沢湖町	11	9	2	0	山本	八竜町	4	2	2	2
仙北	南外村	2	2	0	10	山本	峰浜村	12	9	3	9
仙北	六郷町	4	3	1	3						

表 13 秋田藩の極端に大きな新田村

郡	村名	村高
秋田	川尻村	871.866
雄勝	貝沢村	894.393
平鹿	角間川村	894.444
山本	比井野村	894.588
河辺	二伊田村	1716.092

表 14 村高の郡別合計

郡	本田村		新田村		本田村 + 新田村							
	村数	A 本田高	村数	B 新田高	村数	C 郡高(A+B)	D 村高平均	E 田高	F 畑高	G 寺社額	H 誤差	I 畑率
置賜	257	196994.584	0		257	196994.584	767	140695.864	56299.165	0.000	-0.445	28.6
村山	387	337609.043	0		387	337609.043	872	272963.913	51695.364	12991.440	-41.674	15.3
最上	51	36158.741	3	1626.228	54	37784.969	700	35502.406	1650.162	629.999	2.402	4.4
田川	69	28065.507	0		69	28065.507	407	25149.397	2477.341	438.769	0.000	8.8
櫛引	190	101802.479	23	12414.294	213	114216.773	536	96152.809	15302.544	2558.504	202.916	13.4
遊佐	143	67437.471	8	1424.215	151	68861.686	456	60695.599	7366.666	777.070	22.351	10.7
由利	257	53418.373	0		257	53418.373	208	52288.922	1346.967	0.000	-197.516	2.5
雄勝	60	33150.534	10	2863.083	70	36013.617	514	32301.644	3707.973	0.000	4.000	10.3
平鹿	43	26778.062	29	9239.141	72	36017.203	500	33625.733	2390.830	0.000	0.640	6.6
仙北	114	64964.757	23	4029.968	137	68994.725	504	63417.974	5676.747	0.000	-99.996	8.2
河辺	34	11467.544	6	2360.124	40	13827.668	346	12540.972	1286.696	0.000	0.000	9.3
秋田	178	49176.531	67	8946.918	245	58123.449	237	46580.291	11543.164	0.000	-0.006	19.9
山本	47	14713.930	17	2714.756	64	17428.686	272	14094.252	3334.434	0.000	0.000	19.1
羽前	1097	768067.825	34	15464.737	1131	783532.562	693	631159.988	134791.242	17395.782	185.550	17.2
羽後	733	253669.791	152	30153.990	885	283823.721	321	254829.788	29286.811	0.000	-292.878	10.3
出羽	1830	1021737.556	186	45618.727	2016	1067356.283	529	885989.776	164078.053	17395.782	-107.328	15.4

表 15 外れ値除外後の 100 石区分度数分布表

区分(石)	置賜郡	村山郡	最上郡	田川郡	櫛引郡	遊佐郡	由利領	雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	河辺郡	秋田郡	山本郡	羽前	羽後	出羽
100	36	54	3	15	18	15	88	8	7	15	10	77	19	141	224	365
200	43	47	7	18	33	26	71	9	8	21	7	63	18	174	197	371
300	26	33	4	10	24	27	37	10	12	14	6	41	5	124	126	249
400	23	39	5	3	22	17	27	6	11	21	2	25	6	109	98	207
500	14	34	5	6	35	13	17	12	6	16	6	14	4	107	75	182
600	9	25	4	5	18	16	6	8	8	11	4	9	5	77	51	128
700	6	26	3	4	10	10	0	2	4	7	1	1	2	59	17	76
800	13	17	3	1	13	6	0	2	2	8	1	0	2	63	15	68
900	7	11	4	1	8	4	0	2	1	3	1	0	0	35	7	42
1000	8	12	0	0	7	4	0	2	2	8	0	0	0	31	12	43
1100	3	11	5	0	3	4	0	2	4	3	0	0	0	26	9	35
1200	10	10	5	1	7	3	0	2	2	1	0	0	0	38	5	41
1300	5	12	0	1	3	2	0	0	1	1	0	0	0	23	2	25
1400	4	7	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	15	2	17
1500	5	3	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	11	2	13
1500~	31	37	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0	69
A 村数	249	378	52	65	205	147	246	67	66	131	38	230	61	1080	841	1931
B 平均	624.397	667.182	635.945	284.477	464.469	414.116	178.055	447.630	440.267	431.732	285.016	191.993	234.965	581.677	273.020	435.960
C 最小	5.943	5.950	19.260	11.050	11.200	22.703	0.540	57.203	24.205	5.664	21.364	10.360	9.459	5.943	0.540	0.540
D 最大	2402.343	4342.833	1636.483	1201.369	1498.189	1208.737	598.808	1413.899	1218.224	1376.157	814.227	663.756	770.927	4342.833	1413.889	4342.833
E 中央値	370.641	441.321	528.171	197.206	409.993	366.273	147.433	408.969	351.847	358.298	233.453	152.576	153.199	349.926	199.942	289.335
F 標準偏差	598.392	716.424	419.489	258.265	325.088	292.802	135.941	324.412	308.135	312.321	203.225	141.929	202.646	561.787	245.304	474.175
G 上基準	1821.180	2100.040	1474.923	811.007	1114.646	999.718	449.936	1096.453	1056.537	1056.374	691.466	475.851	640.257	1685.261	763.629	1384.311
H 元村数	257	387	54	69	213	151	257	70	72	137	40	245	64	1131	885	2016
I 元平均	766.516	872.375	699.722	406.747	536.229	456.038	1207.854	614.480	500.238	603.611	345.892	237.239	272.323	682.779	320.705	529.443
J 元上基準	2462.994	4398.026	1749.636	1502.238	1539.892	1255.454	603.342	1427.775	1284.288	1440.034	1013.675	699.667	800.900	3022.077	1001.223	2368.877
K 最大値	4592.661	25350.736	2457.993	3372.762	3595.439	3115.816	1266.398	2593.774	1907.791	2892.241	1716.092	1566.635	1346.439	26860.739	2992.241	25350.736

図2 村高の郡別合計 (万石)

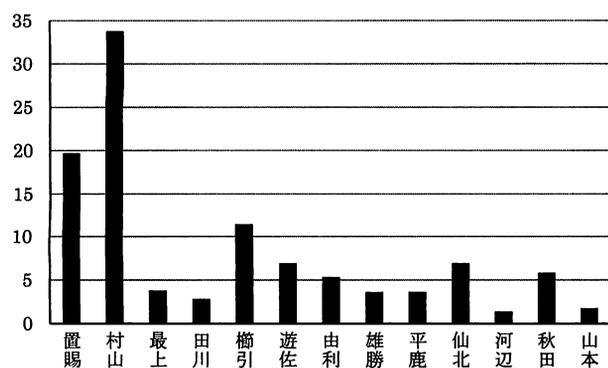


図3 外れ値除外後の郡別村高平均 (石)

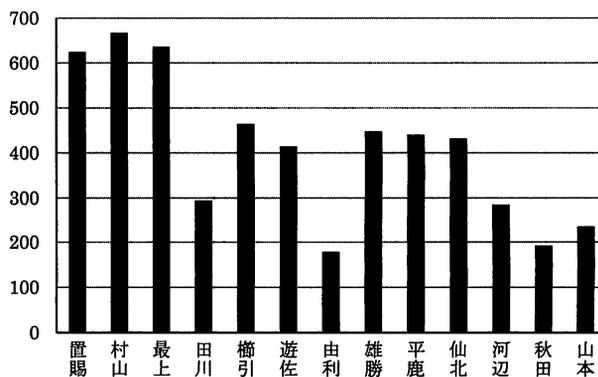


図4-1 置賜郡村高分布 243ヶ村 村高平均624石

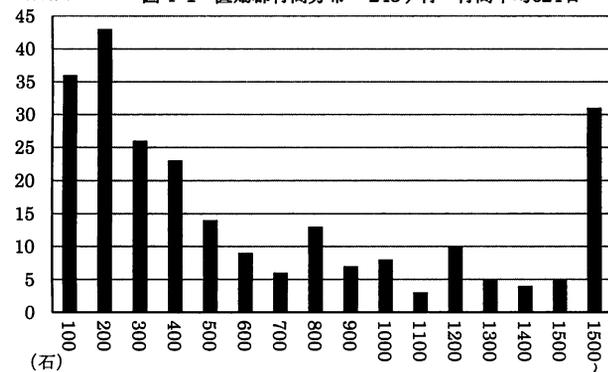


図4-2 村山郡村高分布 378ヶ村 村高平均667石

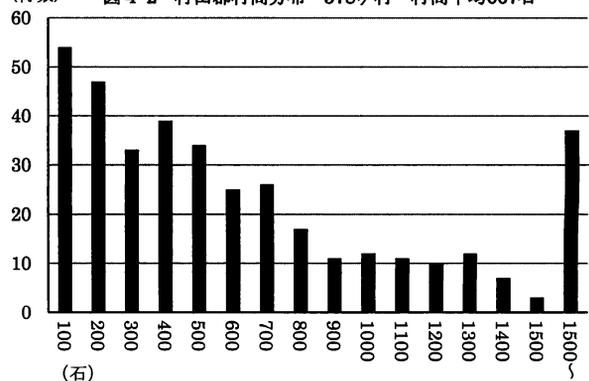


図4-3 最上郡村高分布 52ヶ村 村高平均636石

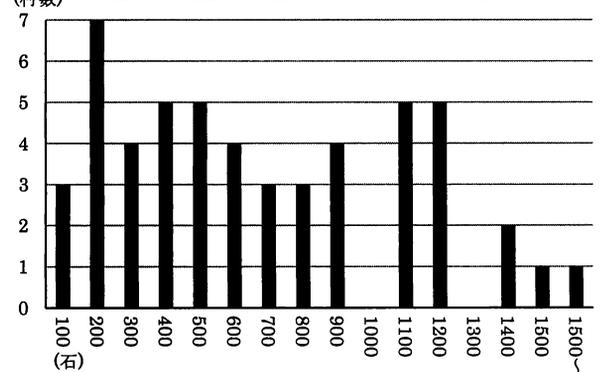


図4-4 田川郡村高分布 65ヶ村 村高平均294石

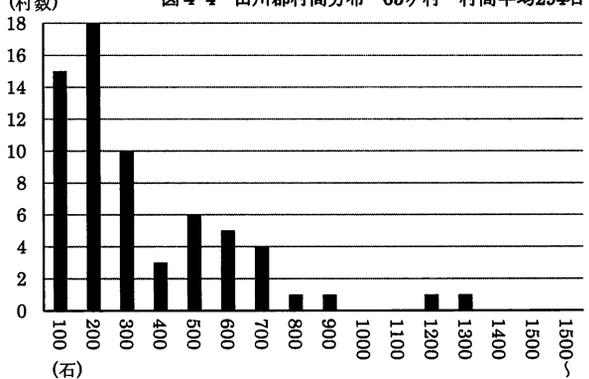


図4-5 檜引郡村高分布 205ヶ村 村高平均464石

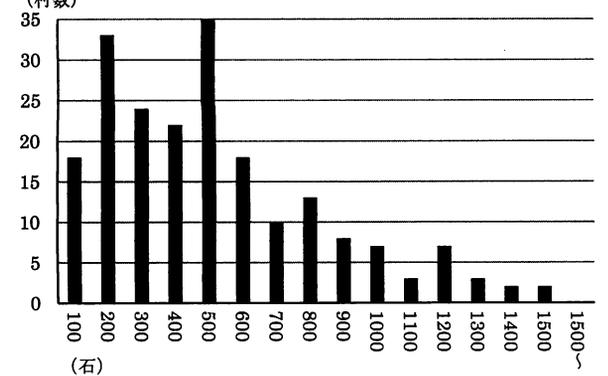
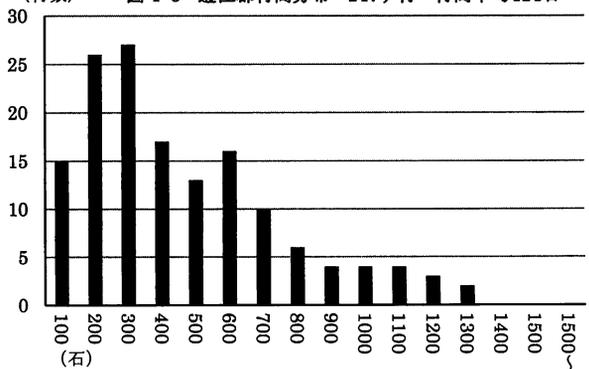
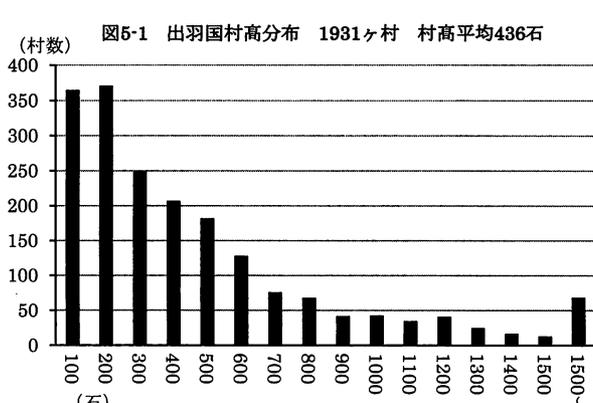
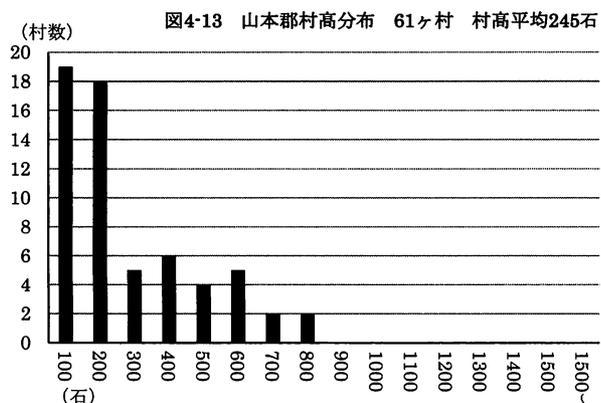
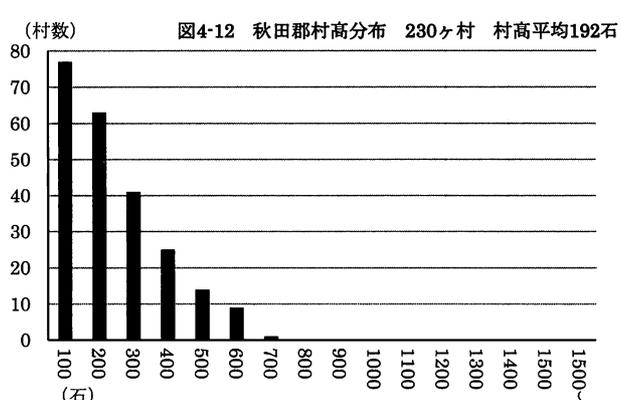
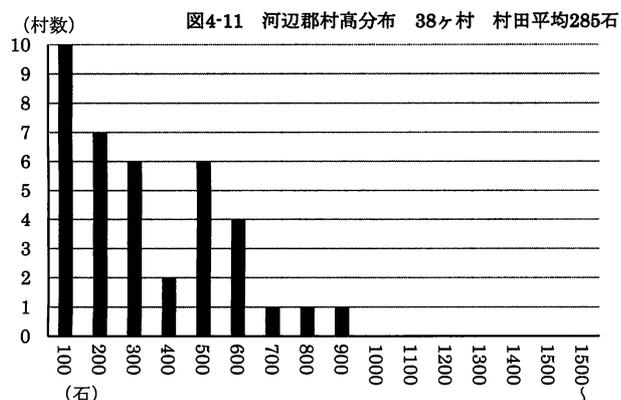
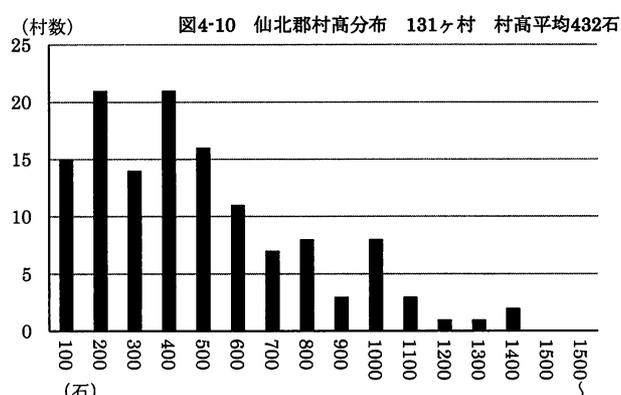
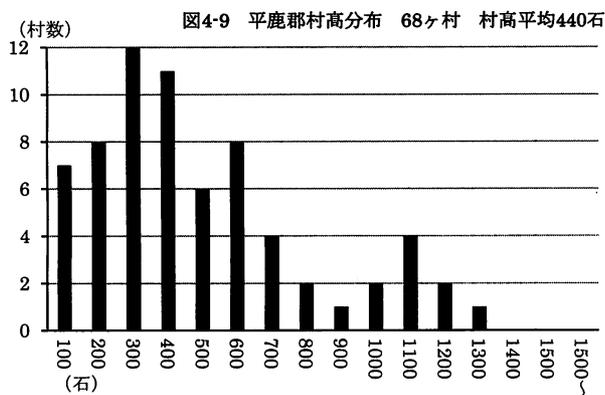
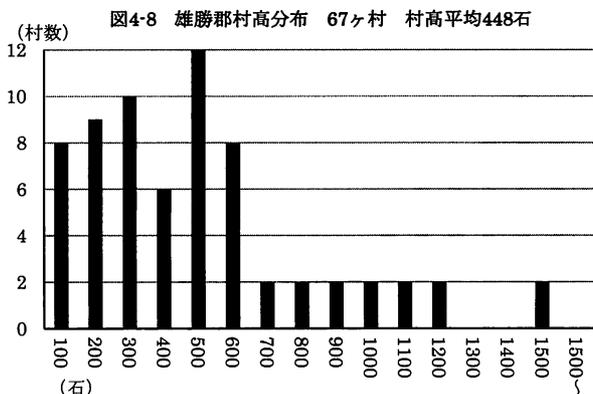
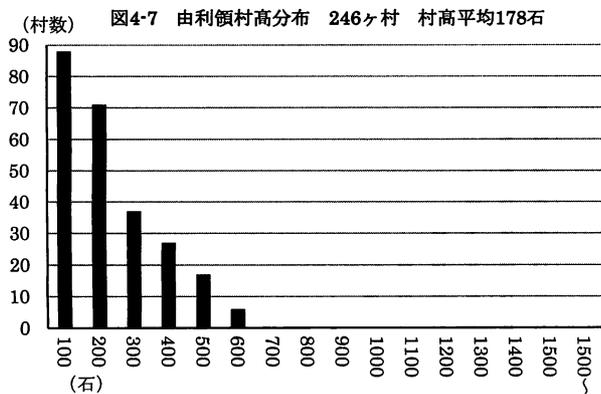


図4-6 遊佐郡村高分布 147ヶ村 村高平均414石





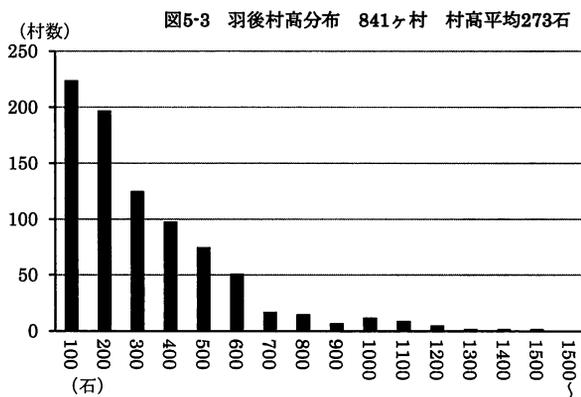
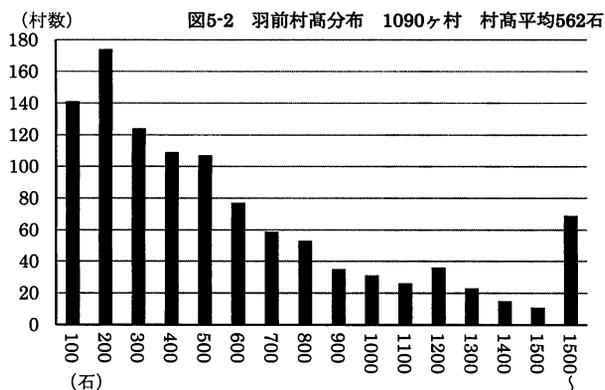


表16 各郡の村高分布比率 (%)

郡	~200石	200~500石	500~1000石	1000石~
置賜	32.5	25.9	17.7	23.9
村山	26.7	28.0	24.1	21.2
最上	19.2	26.9	26.9	26.9
田川	50.8	29.2	16.9	3.1
檜引	24.9	39.5	27.3	8.3
遊佐	27.9	38.8	21.8	11.6
由利	64.6	32.9	2.4	0.0
雄勝	25.4	41.8	23.9	9.0
平鹿	22.1	42.6	25.0	10.3
仙北	27.5	38.9	28.2	5.3
河辺	44.7	36.8	18.4	0.0
秋田	60.9	34.8	4.3	0.0
山本	60.7	24.6	14.8	0.0

表17 各郡の新田村と新開村およびその割合

郡	村数	新田	新開	新田比	新開比
置賜	257	0	90	0.0	35.0
村山	387	0	50	0.0	12.9
最上	54	3	47	5.6	87.0
田川	69	0	28	0.0	40.6
檜引	213	23	119	10.8	55.9
遊佐	151	8	126	5.3	83.4
由利	257	0	107	0.0	41.6
雄勝	70	10	60	14.3	85.7
平鹿	72	29	41	40.3	56.9
仙北	137	23	100	16.8	73.0
河辺	40	6	33	15.0	82.5
秋田	245	67	156	27.3	63.7
山本	64	17	45	26.6	70.3
羽前	1131	34	460	3.0	40.7
羽後	885	151	542	17.1	61.2
出羽	2016	185	1002	9.2	49.7

表18 各郡新開村の1ヶ村当たり平均開発高

藩	新開高合計	新開村	平均(石)
米沢	16994.584	90	188.829
上山	1630.000	36	45.278
本荘	1612.468	41	39.328
矢島	1157.727	39	29.685
亀田	1000.000	27	37.037
新庄	6573.772	60	109.563
庄内	55146.963	274	201.266
秋田	43137.176	435	99.166

表 19 郡別新開高の算出

郡	本田高		外新田高		郡高			新開高		
	A 村	B 高	C 村	D 高	E 村	F(B+D) 高	G 村高平均	H 村	I 高	J 高平均
置賜	257	180000.000	91	16994.584	257	196994.584	767			
	257	196994.584	0		257	196994.584	767			
		-16994.584		16994.584		0.000		90	16994.584	189
村山	388	337610.459	0	3273.229	388	340883.688	879			
	387	337609.043	0		387	337609.043	872			
		1.416		3273.229		3274.645		50	3273.229	65
最上	51	36158.742	3	6556.771	54	42715.513	791			
	51	36158.741	3	1626.228	54	37784.969	700			
		0.001		4930.543		4930.544		47	4930.543	105
田川	69	26882.037	0	1188.505	69	28070.542	407			
	69	28065.507	0		69	28065.507	407			
		-1183.470		1188.505		5.035		28	1188.505	42
檜引	186	68829.114	26	45179.257	212	114008.371	538			
	190	101802.479	23	12414.294	213	114216.773	536			
		-32973.365		32764.963		-208.402		119	32764.963	275
遊佐	143	46243.974	8	22617.710	151	68861.684	456			
	143	67437.471	8	1424.215	151	68861.686	456			
		-21193.497		21193.495		-0.002		128	21193.495	166
由利	258	53417.923	0	3770.195	258	57188.118	222			
	257	53418.373	0		257	53418.373	208			
		-0.450		3770.195		3769.745		107	3770.195	35
雄勝	60	33150.514	10	10907.335	70	44057.849	629			
	60	33150.534	10	2863.093	70	36013.617	514			
		-0.020		8044.252		8044.232		60	8044.252	134
平鹿	43	26778.062	29	18689.930	72	45467.992	631			
	43	26778.062	29	9239.141	72	36017.203	500			
		0.000		9450.789		9450.789		41	9450.789	231
仙北	114	64964.758	22	12258.236	136	77222.994	568			
	114	64964.757	23	4029.968	137	68994.725	504			
		0.001		8228.268		8228.269		100	8228.268	82
河辺	34	11467.544	6	4657.896	40	16125.440	403			
	34	11467.544	6	2360.124	40	13827.668	346			
		0.000		2297.772		2297.772		33	2297.772	70
秋田	178	49176.531	67	20187.885	245	69364.416	283			
	178	49176.531	67	8946.918	245	58123.449	237			
		0.000		11240.967		11240.967		156	11240.967	72
山本	47	14713.930	17	6589.904	64	21303.834	333			
	47	14713.930	17	2714.756	64	17428.686	272			
		0.000		3875.148		3875.148		45	3875.148	86

各郡の上段は郡末記載値（但し、E・F列は計算値）、中段は各村高合計の計算値、下段は上段から中段を差し引いた値